

IFRS

期中要約連結財務諸表

記載例

2026年版

■ ■ ■
The better the question.
The better the answer.
The better the world works.

EY

Shape the future
with confidence

目次

略語一覧	2
序論	3
期中要約連結損益計算書	9
期中要約連結包括利益計算書	11
期中要約連結財政状態計算書	13
期中要約連結持分変動計算書	15
期中要約連結キャッシュ・フロー計算書	18
期中要約連結財務諸表注記の目次	20

略語一覧

本財務諸表記載例では、以下の略語を使用している。

IAS 33.41	国際会計基準第33号第41項
IAS 1.BC13	国際会計基準第1号 結論の根拠第13項
IFRS 2.44	国際財務報告基準第2号第44項
SIC 29.6	解釈指針委員会解釈指針第29号第6項
IFRIC 5.6	IFRS解釈指針委員会(旧IFRIC)解釈指針第5号第6項
IFRS 9.IG.G.2	国際財務報告基準第9号 - 適用ガイダンスセクションG: その他 第G.2項
IAS 32.AG3	国際会計基準第32号 - 付録A - 適用指針第AG3項
IFRS会計基準に関する注釈	本注釈では、IFRS会計基準の規定が開示例においてどのように適用されたかを説明している。
気候関連事項に関する注釈	本注釈では、本財務諸表記載例を作成する際に気候変動の影響がどのように考慮されているか、また企業が考慮すべき当該影響をもたらす要因について説明している。
マクロ経済及び地政学的な不確実性に関する注釈	現在のマクロ経済及び地政学的な不確実性に関して企業が考慮すべき会計上の論点について説明している。
GAAP	一般に公正妥当と認められた会計原則・実務
IFRS®会計基準	IASBIにより公表されるIFRS(国際財務報告)会計基準
IASB®	国際会計基準審議会
IAS®	国際会計基準
IFRS解釈指針委員会	IFRS解釈指針委員会(委員会) (旧国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC®))
SIC®	解釈指針委員会
IFRIC解釈指針	IFRS解釈指針委員会(旧IFRIC)が公表した解釈指針
SIC解釈指針	SICが公表した解釈指針

序論

本書では、IFRS会計基準に従って作成された優良工業株式会社（以下、親会社）及びその子会社（以下、当グループ）の2026年6月30日に終了する中間連結会計期間に係る期中要約連結財務諸表の記載例一式を掲載している。本期中要約連結財務諸表はIAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成されており、2025年12月31日時点の当グループの年次財務諸表と併せて利用する必要がある。当グループは株式を公開している架空の大規模な製造業という設定になっている。親会社は日本国で設立され、当グループの表示通貨は円である。

目的

EY新日本有限責任監査法人は、企業の財務諸表作成を支援するために多数の資料を提供しており、本財務諸表記載例もその1つである。本財務諸表記載例は多くの企業にとって最も一般的で、かつ想定される取引、事象及び状況を示すように作成されている。網羅的に例示を示すという観点から、本財務諸表記載例では特定の開示を行っている場合があり、当グループにとって重要でないと考えられる項目や取引が含まれていることがある。

本財務諸表記載例の利用方法-企業の実態に即した開示に向けて

本書の利用者は、企業の実態に即した開示を行うことが奨励される。そのため、当グループで取り扱っていない取引や取決めについては、追加の開示を行わなければならない可能性がある。本財務諸表記載例は、すべての株式市場や各国における特有の規制を満たすように作成されたものでもなければ、規制又は特殊な産業で主に適用される開示規定を反映することを意図したものでもないことに留意されたい。

各ページの右側には、具体的な開示規定として対応するIFRS会計基準の条項を記載している。開示の基礎を説明するため、あるいは本財務諸表記載例には含まれていない代替的な開示を取り上げるために、これに関する注釈も提供している。IFRS会計基準に明確な規定が存在しない場合には、関連する基準及び解釈指針を参照し、必要に応じ適切な専門家の助言を求めることが必要である。

開示の有効性の向上

国際会計基準審議会（以下、IASB）、各国の基準設定機関及び規制当局は、財務報告上の重大な問題に直面しており、「開示の過重負担」、「無駄の排除」及びより正確には「開示の有効性」へ対処することが優先課題になっている。また、財務諸表の作成者、そして何よりも財務諸表の利用者から、財務諸表の開示の増大及び複雑な開示に対する取組みについて、多大な関心が寄せられている。

「開示の過重負担」は正式な定義が存在するものではないが、特に利害関係者間のさまざまな議論などから、共通の2つのテーマが浮かび上がってきている。すなわち、「財務諸表の様式又は構成」及び「状況に応じた開示」（「重要性」を含む）である。

企業は、財務諸表利用者が関連性の高い情報をより容易に入手できるような構成を使うことを検討する必要がある。たとえば、財務情報の内容及び重要性に応じて注記の順序を入れ替えることも考えられる。財務情報の内容及び重要性に応じた注記体系を構成することで、財務諸表の利用者は関連性のある情報をより把握しやすくなる場合がある。なお、このような年次財務諸表の注記体系の適用例として、「[Good Group \(International\) Limited - An Alternative Format](#)」（英語版のみ）を公表しており、財務諸表の開示の有効性の向上について検討する際には、こちらを活用して頂きたい。企業は、企業自身に固有の状況においては、開示の有効性を高める観点から、他の注記体系の方が効果的であると考えられる場合がある。具体的な注記体系を決める際には、企業を取り巻く固有の状況や、主要な財務諸表の利用者が優先して求める情報を慎重に検討する必要がある。

企業は、特に表示及び開示に関して重要性の概念を適用する際に判断が求められ、当該概念の不適切な適用が「開示の過重負担」の原因の1つになっている可能性がある。IFRS会計基準は最低限の開示規定を定めているが、実務上、関連する企業固有の情報を検討することなく、規定に準拠した開示がよく見受けられる。すなわち、企業にとって重要性がない取引又は項目がある場合、当該項目を開示することは財務諸表の利用者にとって関連性がなく、IFRS会計基準はそのような開示を求めているわけではない（IAS第34号第23項）。重要性がない情報を財務諸表に含めた場合には、重要性のある財務情報の透明性及び有用性が低下し、その結果、関連性の高い情報が損なわれる可能性がある。

IFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」は、情報が重要であるかどうかに関する企業の判断に役立つ実務上のガイダンス及び設例を設けている。また、本実務記述書では、期中会計期間に固有の重要性の判断の行使方法に関するガイダンスも定めている。本実務記述書は強制力があるものではなく、現在適用している方針の変更や新たな方針の採用が求められるものではないが、重要性を判断する際に有用なものであると考えられる。

上述のとおり、本期中要約連結財務諸表記載例の主な目的は、最も一般的に適用されるIAS第34号の開示規定に関して、規定に準拠した開示を説明することである。したがって、本財務諸表記載例には、優良工業株式会社において実務上は重要性がないと判断されるような開示も含まれている。財務諸表における開示項目を決定する際には、企業固有の状況を検討することが必要不可欠である。本期中要約連結財務諸表記載例は、重要性の判断を行う上での指針を示すものではない。したがって、企業は、自社の固有の状況及び重要性を勘案した上で、企業の実態に即した財務諸表の開示が求められ、そのような検討を踏まえることで、財務諸表を通じて意思決定に有用な財務情報を提供できるようになる。

また、企業は、項目をどのように認識、測定、分類又は開示するかを決定するために期中要約連結財務諸表の重要性を判断する際に、IAS第34号の規定を考慮しなければならない。期中報告日における重要性の判断は、年度末における重要性の判断と異なる場合がある。

その他の財務諸表記載例

EYは、業種特有の財務諸表記載例及び検討を必要とする特定の状況を取り扱う財務諸表記載例を数多く提供している。EYの財務諸表記載例シリーズは、次のとおりである。

- [製造・サービス業版財務諸表記載例\(優良工業株式会社\) - IFRS第18号](#)
- [製造・サービス業版財務諸表記載例\(優良工業株式会社\)](#)
- [製造・サービス業版財務諸表記載例\(Alternative Format\)\(英語版のみ\)](#)
- [期中要約財務諸表記載例-本財務諸表記載例](#)
- [初度適用版財務諸表記載例](#)
- [銀行版財務諸表記載例\(英語版のみ\)](#)
- [投資ファンド版\(資本\)財務諸表記載例\(英語版のみ\)](#)
- [投資ファンド版\(負債\)財務諸表記載例\(英語版のみ\)](#)
- [不動産業版財務諸表記載例\(英語版のみ\)](#)
- [鉱業会社版財務諸表記載例\(英語版のみ\)](#)
- [石油会社版財務諸表記載例\(英語版のみ\)](#)
- [生命保険会社版財務諸表記載例\(英語版のみ\)-IFRS第17号、IFRS第9号及びIFRS第7号に基づく開示例](#)
- [損害保険会社版財務諸表記載例\(英語版のみ\)-IFRS第17号、IFRS第9号及びIFRS第7号に基づく開示例](#)
- [農業版財務諸表記載例\(英語版のみ\)-財務諸表記載例の補足](#)

IFRS®会計基準

「IFRS®基準に関する趣意書」の第2項で定義されている「IFRS会計基準」はIASBが公表した会計基準の総称で、以下から構成される。

- 国際財務報告基準
- 国際会計基準
- IFRIC解釈指針
- SIC解釈指針

IFRS財団は、IFRSサステナビリティ開示基準に関するIFRS財団のもう1つの基準設定機関である国際サステナビリティ基準審議会(ISSB™)を設立した後、IASBが公表した基準は「IFRS会計基準」と呼ばれるべきであることを明確にした¹。したがって、IFRS会計基準に準拠している旨を財務諸表に示すためには、上記で挙げたIASBによって承認されたすべての公表基準及び解釈指針に準拠しなければならない。これは、IAS®、IFRS会計基準、IFRS解釈指針委員会もしくはその前身であるSIC®により作成された解釈指針を含む。

IAS第34号第19項では、期中財務報告がIFRSのすべての規定に準拠していない限り、それがIFRSに準拠していると記述してはならないとされている。よって、本財務諸表記載例のような期中要約財務諸表の場合、当グループはIFRS会計基準に準拠しているのではなく、IAS第34号の規定に準拠していると記載する。

¹ [IFRS Foundation® Trade Mark Guidelines](#)(IFRS財団®の登録商標ガイドライン)。IFRS財団, 2023年

国際会計基準審議会 (IASB®)

IASBはIFRS財団により設立された独立した基準設定機関(公益に資する業務を行う、独立した非営利民間組織)であり、IFRS会計基準の作成と公表に対して責任を負っている。これには、「IFRS for SMEs®会計基準(中小企業向けIFRS会計基準)」や、IFRS解釈指針委員会により作成されたIFRS会計基準の解釈指針に対する承認が含まれる。

IASBは、基準設定における義務を果たすため、デュー・プロセスを遵守しており、ディスカッション・ペーパーや公開草案などの諮問文書をコメント募集のために公表することは、当該デュー・プロセスにおける重要な手続きの1つである。

IFRS解釈指針委員会(解釈指針委員会)

解釈指針委員会は、IFRS財団の評議員会によって任命され、財務諸表の利用者、作成者及び監査人のためにIFRS会計基準の一貫性のある適用を維持し、支援することにより、IASBを補佐する役割を担う。

解釈指針委員会は、特定の企業にのみ関連する論点よりも、より多くの企業にとって重要となる論点を取り上げている。これらにはIFRS会計基準で取り扱われていない、新たに認識された財務報告上の論点が含まれる。解釈指針委員会はまた、IFRS会計基準の年次改善プロジェクトの中で考慮されるべき論点についてIASBへの助言も行う。

2026年2月28日現在におけるIFRS会計基準

本財務諸表記載例では、原則として、新たな基準や基準の改訂に関し、発効日より前に早期適用を行っていない。

本期中要約連結財務諸表は、2026年2月28日現在ですでに公表され、2026年1月1日以後開始する事業年度から適用される基準に基づき作成されている。事業年度が2026年1月1日以後に開始する企業の場合は、2026年1月1日以降、企業の事業年度の期首以前までに発効する新しい基準、解釈指針及び改訂による影響を考慮しなければならない。本書の利用者は、2026年2月28日から財務諸表の公表承認日までの間において、IFRS会計基準の規定に変更がないことを必ず確認して頂きたい。公表されているが未発効の基準及び解釈指針に対しては、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第30項に基づく、完全な財務諸表に適用される特定の開示規定が適用される。当該開示規定は、期中要約財務諸表における開示のためのガイダンスとして役立つであろう。また、典型的な日本企業(3月決算)のように、会計年度が暦年と異なる企業の場合は、本期中要約連結財務諸表で適用している新規及び改訂後の基準の適用対象ではない可能性があることに留意が必要である。

基準及び解釈における今後の変更の概要については、四半期ごとに公表されるIFRSアップデートに関するEY刊行物を参照されたい。

期中財務報告

期中財務報告には、期中会計期間に係る完全な財務諸表(IAS第1号「財務諸表の表示」に準拠)又はIAS第34号に準拠した要約財務諸表のいずれかを含むこととなる。本書では、当グループの2026年6月30日に終了する中間会計期間に係る期中要約連結財務諸表の記載例を一式掲載している。本期中要約連結財務諸表は、半期でのみ期中財務諸表を公表しているという前提で作成している。四半期ごとに期中財務報告を公表している場合は、当グループが要約又は完全な1組の期中財務諸表のいずれを表示しているかにかかわらず、本書の情報に加えて、2026年6月30日及び2025年6月30日にそれぞれ終了する3ヵ月間の損益計算書の情報を追加する必要がある。

本期中要約連結財務諸表では、年次財務諸表と同じ形式により損益計算書、包括利益計算書、財政状態計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書を表示する。あるいは、直近の年次財務諸表に掲記された見出し及び小計を最低限含む、要約基本財務諸表を表示することも認められる(IAS第34号第10項)。

当グループは、完全な財務諸表で要求されるすべての開示を含めていないことから、当グループの期中財務諸表は、IAS第34号に基づく「要約」財務諸表とみなされる。

重要な事象及び取引の開示

期中要約財務諸表に適用される開示規定は、完全な財務諸表に適用される規定ほど規範的ではないが、事象及び取引に関し、直近の年次報告日以降に生じた財政状態及び業績の変動を理解するために必要な説明を示さなければならない(IAS第34号第15項)。いくつかのケースでは、完全な財務諸表と同じ規定が適用される(例:IAS第34号第16A項(i)では、企業結合に関して完全な開示を行うことが要求されている)。

開示が要求される状況の例がIAS第34号に示されているが、それらの開示の実際の内容と形式は一般的に報告企業が判断しなければならない。

比較情報

財務諸表には、直近の事業年度の比較対象となる期中会計期間に係る損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書を含めなければならない。比較財政状態計算書は、直近の事業年度の末日時点のものを表示しなければならない。IAS第1号では、完全な財務諸表には、基本財務諸表外(すなわち注記)で提供された開示に関して比較情報を含めることを求めている。期中要約財務諸表には同様の明示的な規定は適用されない。しかし、基準の規定により説明的注記が必要な場合(棚卸資産の評価減、減損損失、セグメント収益など)や、直近の年次報告期間の末日後の財政状態及び経営成績の変動についての情報を提供する必要がある場合には、表示されている各期間に係る情報を提供すべきであると考えられる。ただし、直近の年次財務諸表の注記で報告されている情報の繰り返しになる場合などには、比較情報を表示する必要はない。本期中要約連結財務諸表においても当該実務を適用している。

要求される情報の財務諸表外での開示

IAS第1号第51項は、各財務諸表とそれに対応する注記を明確に識別することを要求している。IAS第1号第50項は、財務諸表と注記を、年次報告書や同様の文書に含まれるその他の情報と区別することを求めている。これらの規定に従うためには、IFRS会計基準により要求されるすべての情報を独立した文書に含める必要がある。IAS第34号第16A項には、期中財務諸表で開示することが求められる情報が定められており、要求される開示の一部を期中財務報告の他の部分に表示することが明示的に容認されている。

IAS第34号第16A項では、期中財務諸表外の期中報告書の他の部分で情報が開示されている場合、期中財務諸表からこの情報への相互参照が要求されることが明確化されている。さらに、相互参照により組み込まれた情報を、期中財務諸表と同じ条件で同時に入手できるようにすることが要求されている。当グループは、期中財務諸表の注記に要求されているすべての開示を含めているため、この相互参照の問題とは関係がない。しかし、要求されている開示を期中財務報告の他の部分で開示している企業は、利用者が期中財務諸表と同じ基礎により、同時にこの情報を確実に入手できるようにする必要がある。企業は、たとえば個別に識別可能な見出しを設け、かつ(あるいは)、可能な場合には参照先のページ番号を示すなど、相互参照を期中財務諸表の利用者にとって分かりやすいものとするのが奨励される。

2026年版期中要約財務諸表記載例に含まれる変更

「2026年版期中要約財務諸表記載例」は、新しい基準、解釈指針及び改訂が発効したことに伴う2025年版からの変更を反映している。下記の改訂後の基準は、2026年の期中会計期間で初めて適用されるため、適宜、会計方針及びその他の注記の開示が変更されている。

- 金融商品の分類及び測定－IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂
- IFRS会計基準の年次改善－第11集
- 自然依存電力を参照する契約－IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂

この改訂は当グループの期中要約連結財務諸表に影響を与えていない。当グループが改訂により影響を受ける場合には、その旨と影響が本期中要約連結財務諸表の注記2に記載される。

代替的な業績測定値

代替的な業績測定値（APM又は「非GAAP測定値」）は、投資家との財務情報のコミュニケーション手段として一般的である。APMとは、適用される報告フレームワークにおいて定義されていない財務測定値である。使用されるAPMは、企業が伝えようとしているメッセージに応じて、幅広く多岐にわたる。IASBは、経営者が定義した業績指標（MPM）、すなわちAPMのうちの一部（収益及び費用に基づく小計で、かつ一定の要件を満たすもの）が、企業の財務業績に関する有用な情報をもたらすことを認めた。IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」は2027年1月1日以降開始する事業年度に適用される。同基準により、MPMに関する情報を財務諸表（期中財務諸表を含む）における単一の注記で開示することが要求される。

財務諸表にAPMを表示することを検討している企業は、弊法人の刊行物「[Applying IFRS: Alternative Performance Measures](#)」（英語版のみ）（2018年10月）を参照されたい。MPMに関する詳細については、弊法人の刊行物「[International GAAP® 2026 Chapter 4 Presentation and disclosure in financial statements- IFRS 18 and IFRS 19](#)」（英語版のみ）を参照されたい。

マクロ経済及び地政学的な不確実性

近年、地政学的な不確実性や対立に関連したコモディティ価格の大幅な変動、インフレの高まり、金利変動及びエネルギー価格の高騰が起り、現在の経済環境に悪影響が及んでいる。その結果、企業が特別な注意を払う必要がある会計上の論点は、資産の減損、予想信用損失、年金、公正価値の決定、開示及び超インフレが含まれるが、これらに限らない。

さらに、一部の国では、貿易制限及び関税の導入や引き上げが検討、あるいはすでに実施されている。こうした状況により、生産コストの増加又は消費者への製品価格の上昇を通じて、企業に悪影響が生じる可能性がある。これは、たとえば、資産の減損、棚卸資産の評価、公正価値測定、不利な契約に陥る可能性、予想信用損失、賦課金に関する会計処理、その他特定の分野などで、企業の状況に応じて影響をもたらす可能性がある。関連する場合、これらの会計上の論点について、本書の中の注釈で取り扱っている。しかし、そうした財務上の影響は企業の事業の性質又は企業が影響を受けている程度に大きく左右されることから、関連する会計上の論点は本期中要約連結財務諸表で示されていない。

期中財務報告では、期中財務報告の利用者は直近の年次財務報告も利用することが前提とされている。したがって、期中財務報告では、直近の年次報告期間後の企業の財政状態及び業績の変動を理解する上で重要な事象及び取引について説明し、直近の年次財務諸表に含まれていた情報に関連するアップデートを提供しなければならない。

企業は、直近の年次報告期間以後に生じたマクロ経済及び地政学的な事象及び関連する取引で、企業の財務諸表にとって重要なものを説明するために追加の開示が必要かどうかを検討しなければならない。たとえば、現在のマクロ経済及び地政学的な情勢は、資産及び負債の測定に関連する仮定及び見積上の不確実性に影響を及ぼす。したがって、企業は、財務諸表利用者がこうした不確実性による影響及びそれに対応して財務諸表で適用された判断を理解するのに役立つように、追加の開示が必要かどうかを慎重に検討しなければならない。

本書におけるマクロ経済及び地政学的な不確実性に関する注釈は、現在のマクロ経済及び地政学的な不確実性が認識、測定、表示及び開示に及ぼす影響を企業が評価する際に役立つことを意図している。また、企業は、[ey.com/ifrs](#)（英語版）から入手できる刊行物に加えて、企業が属する法域で公表される最新の各国のガイダンスも考慮すべきことに留意する必要がある。

気候関連事項

規制当局は、これまで財務諸表において重要性があると考えられていなかった気候関連事項の開示を要求する場合がある。

財務諸表外における気候関連事項に関する報告は、一般的に「サステナビリティ・レポート」と呼ばれるもの、つまり環境、社会、ガバナンス問題に関連する報告に含まれる。本書では、サステナビリティ・レポートについては記載していない。

サステナビリティ報告及び気候関連事項が財務諸表に与える影響に関する取組みの一環として、IFRS財団の基準設定機関であるIASB及びISSBは、財務諸表とサステナビリティ開示とのコネクティビティ(つながり)の概念を強調してきた。この概念には、企業に関する全体的、包括的及び一貫した情報を投資家に提供することが含まれるが、これに限定されない。規制当局はまた、IFRS会計基準に従って作成された財務諸表と、企業が提供する他の財務及び非財務情報とで、気候関連事項の取扱いを一貫させる必要性を強調している。

2025年11月に、IASBは「IFRS第7号、IFRS第18号、IAS第1号、IAS第8号、IAS第36号及びIAS第37号の記載例の改訂－財務諸表における不確実性に関する開示」を公表し、複数のIFRS会計基準に記載例を追加した。これらの記載例は、気候関連事象を用いた例示を通じて、企業が財務諸表における不確実性の影響を開示するために、既存のIFRS会計基準の要件をどのように適用するかを示すものである。

財務諸表において気候関連事項を考慮する企業は、弊法人の刊行物「[Applying IFRS: つながる財務報告: 気候変動の会計処理 \(2025年5月更新\)](#)」(原題: [Applying IFRS – Connected Financial Reporting: Accounting for Climate Change](#))」及び「[IFRS Developments 244 : Disclosures about Uncertainties in the Financial Statements](#)」(英語版のみ)を参照されたい。

経営者による財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関する説明

多くの企業は、財務諸表とは別に、経営者による財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関する説明を提供している。IFRS会計基準では、そのような情報の開示は要求されていないものの、IAS第1号第13項では年次報告書に含まれる可能性がある項目の概略が示されている。IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」は、IFRS会計基準に準拠して作成される財務諸表に関する経営者による説明の表示に関する強制力のない広範なフレームワークを提供するものである。企業が本実務記述書のガイダンスへの準拠を決定する場合、経営者はどの範囲まで実務記述書に準拠したかを説明することが奨励される。本実務記述書に準拠したという記載は、全体として準拠した場合にのみ認められる。さらに経営者による説明の内容は、企業が属する国や市場における規則等又は特定の法域に固有の問題を考慮して決定されることが多い。

本期中要約連結財務諸表には、経営者による説明を含めていない。

IFRS会計基準に関する注釈

期中財務諸表は通常、年次財務諸表とは異なり監査対象とはならない。期中財務諸表は、レビュー対象となることが多く、レビュー基準の内容は国や地域によって異なる場合がある。IAS第34号では規定されていないが、本期中財務諸表のように期中財務諸表の表題や一部に「未監査」と付すことで、期中財務諸表が未監査であることを説明する企業も存在する。

多くの国や地域では、固有の規定や基準に従って報告を行うことが求められているが、本書は各国・地域における固有の規定の適用に関するガイダンスを提供することを意図するものではないため、本書には、優良工業株式会社の期中要約連結財務諸表に対するレビュー報告書の記載例を含めていない。



優良工業 株式会社

期中要約連結財務諸表

2026年6月30日

期中要約連結損益計算書

2026年6月30日に終了する中間会計期間

		2026年 百万円	2025年 百万円	IAS 1.49 IAS 1.10(b) IAS 1.10A IAS 1.51(c) IAS 1.81A IAS 34.10 IAS 34.20(b) IAS 1.51(d),(e)
	注記			
継続事業				
顧客との契約から生じる収益	3	88,465	72,092	IFRS 15.113(a)
賃貸収益		770	715	
収益合計	4	89,235	72,807	IAS 1.82(a)
売上原価		(64,628)	(53,596)	IAS 1.103
売上総利益		24,607	19,211	IAS 1.85, IAS 1.103
その他の営業収益		617	1,728	IAS 1.103
販売費		(9,253)	(7,228)	IAS 1.99, IAS 1.103
管理費	3, 7	(11,118)	(9,334)	IAS 1.99, IAS 1.103
その他の営業費用	10, 11, 14	(1,497)	(91)	IAS 1.99, IAS 1.103
営業利益		3,356	4,286	IAS 1.85, IAS 1.BC55-56
金融費用		(1,662)	(436)	IAS 1.82(b), IFRS 7.20, IFRS 16.49
金融収益		204	166	
関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分		366	329	IAS 1.82(c)
継続事業からの税引前中間利益	4	2,264	4,345	IAS 1.85
法人所得税費用	8	(389)	(1,194)	IAS 1.82(d), IAS 12.77
継続事業からの中間利益		1,875	3,151	IAS 1.85
非継続事業				
非継続事業からの中間利益又は中間損失	6	619	(18)	IAS 1.82(ea) IFRS 5.33(a)
中間利益		2,494	3,133	IAS 1.81A(a)
帰属:				
親会社持分		2,447	3,072	IAS 1.81B(a)(ii)
非支配持分		47	61	IAS 1.81B(a)(i)
		2,494	3,133	
1株当たり中間利益(EPS):				
親会社の普通株主に帰属する基本的1株当たり中間利益		110円	150円	IAS 33.69 IAS 34.11
親会社の普通株主に帰属する希薄化後1株当たり中間利益		100円	140円	
継続事業に関する1株当たり中間利益:				
親会社の普通株主に帰属する継続事業からの基本的1株当たり中間利益		80円	150円	
親会社の普通株主に帰属する継続事業からの希薄化後1株当たり中間利益		80円	140円	

IFRS会計基準に関する注釈

IAS第1号第10項は、基本財務諸表について、「純損益及びその他の包括利益計算書」又は「財政状態計算書」などの表題を用いることを推奨している。一方で、企業は「損益計算書」又は「貸借対照表」のような他の表題を使用することも認められる。

期中要約財務諸表は、IAS第34号第10項により最低でも直近の年次財務諸表に掲記された各見出し及び小計が要求される。当グループは、この最低限の項目だけでなく、2025年の年次財務諸表で表示したすべての表示項目を含めることを選択した。当グループは、完全な財務諸表で要求されるすべての開示を行っていないことから、当グループの期中財務諸表は、IAS第34号に基づく「要約」財務諸表とみなされる。

IAS第1号第99項は、損益計算書における費用の内訳を、性質別又は機能別分類のうち、信頼性があり、より関連性の高い情報を提供する方法を用いて表示することを要求している。当グループは、年次財務諸表と同様に、費用を機能別分類により表示している。なお、EYの刊行物である「IFRS連結財務諸表記載例 2026年版」には、費用を性質別分類により表示した損益計算書の付録が掲載されている。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」第113項(a)では、顧客との契約から生じた収益は、包括利益計算書において区分して表示されている場合は除き、その他の収益の源泉と区別して開示しなければならないと定めている。本財務諸表記載例では、顧客との契約から生じる収益を損益計算書の表示項目としてその他の収益の源泉と区別して表示することを選択している。

IAS第33号「1株当たり利益」第68項では、損益計算書の本体又は財務諸表の注記のいずれかにおいて、非継続事業に関する基本的及び希薄化後1株当たり利益を表示することが求められている。当グループは、非継続事業に関する他の開示とともに、この情報を注記6に記載し、継続事業の1株当たり利益に関する情報は損益計算書の本体で開示している。

当グループは営業利益を損益計算書に表示しているが、これはIAS第1号で要求されている表示項目ではない。営業利益を表示する場合には、財務諸表を理解する上で、企業は表示される金額が通常「営業活動」とみなされる活動を表すものとなるようにしなければならない。

期中要約連結財務諸表は、監査対象ではない。企業は、財務諸表が未監査であることを利用者に示すために、各財務諸表の本体に「未監査」と付すことも考えられる。

IAS第1号第82項(c)では、「持分法で会計処理されている関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分」を損益計算書の本体で独立掲記することが求められている。この規定に準拠する際に、当グループは関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分を合算して単一の表示項目としている。適切と判断された場合には、代替的に、関連会社に対する持分とジョイント・ベンチャーに対する持分を別個に表示することもできる。さらに、そうした表示項目を損益計算書のどこに表示すべきか(すなわち、営業利益に含めるか否か)について明示的な定めがないため、実務では異なるアプローチが見受けられる。

IAS第1号第82項(ba)では、損益計算書においてIFRS第9号「金融商品」に従って算定された減損損失(減損損失の戻入れ又は減損利得を含む)を表す表示項目を含めなければならないと定めている。当グループは、IFRS第9号に従って算定した減損損失は、金額が重要でないことから損益計算書において区分して表示していない。さらに、IAS第34号第10項に基づく、期中要約財務諸表では、最低限、直近の年次財務諸表に掲記されていた見出し及び小計を表示してさえいれば、年次財務諸表では別個に表示することが求められる科目を集約して表示することも認められる。

IFRS第16号「リース」第49項に基づき、借手は、リース負債に係る金利費用を使用権資産に係る減価償却費と区分して損益計算書に表示しなければならない。リース負債に係る金利費用は、金融費用の内訳項目であり、金融費用はIAS第1号第82項(b)により損益計算書において区分表示することが要求されている。当該規定に従い、当グループは、リース負債に係る金利費用を「金融費用」の内訳項目として表示し、使用権資産に係る減価償却費を「売上原価」及び「管理費」の内訳項目として表示している。

期中要約連結包括利益計算書

2026年6月30日に終了する中間会計期間

	2026年	2025年	
	百万円	百万円	
注記			
中間利益	2,494	3,133	IAS 1.49 IAS 1.10(b) IAS 1.51(c) IAS 1.81A IAS 34.10 IAS 34.20(b) IAS 1.51(d),(e) IAS 12.61A IAS 1.90
その他の包括利益			IAS 1.81A(a) IAS 1.82A
純損益に振替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体に対する純投資のヘッジに係る利得	192	90	IAS 21.32
在外営業活動体の換算差額	(205)	(96)	IAS 21.52(b)
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得又は損失	9 (238)	28	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品に係る利得	9 16	57	IFRS 7.20(a)(viii)
関連会社のその他の包括利益に対する持分	9 (10)	-	IAS 1.82A(b)
純損益に振替えられる可能性のある税引後その他の包括利益(損失)	(245)	79	IAS 1.82A
純損益に振替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に係る損失	(182)	(17)	IFRS 7.20(a)(vii)
確定給付制度の再測定に係る利得又は損失	(19)	132	IAS 19.120(c)
日本国に所在するオフィス用不動産の再評価	-	592	IAS 19.122 IAS 16.39
関連会社のその他の包括利益に対する持分	10	-	IAS 1.82A(b)
純損益に振替えられることのない税引後その他の包括利益(損失)	(191)	707	IAS 1.82A
税引後その他の包括利益	(436)	786	IAS 1.81A(b)
中間包括利益合計	2,058	3,919	IAS 1.81A(c)
帰属:			
親会社持分	2,011	3,858	IAS 1.81B(b)(ii)
非支配持分	47	61	IAS 1.81B(b)(i)
	2,058	3,919	

IFRS会計基準に関する注釈

当グループは年次財務諸表において、純損益とその他の包括利益を結合した1計算書方式による包括利益計算書ではなく、これらの計算書を別個に作成する2計算書方式による表示を選択している。この選択は会計方針の選択である。当グループは、IAS第34号第8A項で求められるとおり、年次財務諸表と同様に、中間純損益及びその他の包括利益計算書を2計算書方式により表示している。

当グループは、年次財務諸表において関連する税効果控除後の金額でその他の包括利益を表示しているため、期中財務諸表においても同様の表示を行っている。当グループは、IAS第34号で要求されていないが、組替調整額ならびに当期利得及び損失を表示するために、追加の情報を注記9で開示している。当グループが表示方法を変更する場合には、包括利益計算書において関連する税効果控除前の金額でその他の包括利益の各項目を表示するとともに各項目に関連する法人所得税も表示する。なお、関連する法人所得税については、合計金額を包括利益計算書で表示し、その内訳を注記で開示することも認められている(IAS第1号第90項から第91項)。

IAS第1号第82A項は、所定の条件が満たされたときに純損益に振替えられる可能性のある項目と、純損益に振替えられない項目を区分して、包括利益計算書の本体に表示することを要求している。IAS第1号第82A項と適用ガイダンスでは、持分法適用関連会社及びジョイントベンチャーにおけるその他の包括利益項目に対する持分を、一定条件を満たした場合に純損益に振替えられる可能性のある項目とない項目に区分し、それぞれについて単一の表示項目として集約して表示する必要があることが明確化されている。当グループの関連会社は、2026年6月30日時点において、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される(FVOCI)金融資産及び再評価モデルで会計処理される事務所建物を日本国に所有している。したがって、当グループは、関連会社のその他の包括利益項目を、期中要約連結包括利益計算書において2つの個別の表示項目に区分して表示している。

当グループは、純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益の内訳項目として、キャッシュ・フロー・ヘッジから生じる利得及び損失を表示しており、その中には非金融資産の予定購入をヘッジするための外国為替及びコモディティ先物契約に関するものが含まれている。IFRS第9号第6.5.11項(d)(i)に従えば、ヘッジされた予定取引がその後非金融資産を認識することになる場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、当該剰余金から除去して、当該資産の当初原価又はその他の帳簿価額にベース・アジャストメントとして直接算入しなければならない。IAS第1号第96項には、キャッシュ・フロー・ヘッジを会計処理した結果、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金又は資本の独立の内訳項目から除去されて、資産の当初原価又はその他の帳簿価額に直接算入される金額が生じる場合、組替調整額は生じないことが明記されている。しかし、非金融資産の将来取引のためのキャッシュ・フロー・ヘッジから生じるその他の包括利益が、常にベース・アジャストメントになるとは限らない。キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の金額が損失で、当該損失の全部又は一部が将来の期間において回収されないと予想される場合(IFRS第9号第6.5.11項(d)(iii))、又は将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合(IFRS第9号第6.5.12項(b))には、当該金額を純損益に振替えなければならない。したがって、当グループは、キャッシュ・フロー・ヘッジから生じるその他の包括利益を、所定の条件が満たされたときに純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益項目に関する規定に従って表示すると決定した。マクロ経済及び地政学的な不確実性に関する注釈に含まれるヘッジ取引に関する説明については、注記12を参照されたい。

期中要約連結財政状態計算書

2026年6月30日現在

		2026年6月30日	2025年12月31日	
		百万円	百万円	
資産				IAS 1.10(a),(f)
非流動資産				IAS 1.49, IAS 1.51(c)
有形固定資産	10	39,056	32,979	IAS 34.10, IAS 34.20(a)
使用権資産		3,044	2,812	IAS 1.51(d),(e)
投資不動産		8,951	8,893	IAS 1.60
無形資産及びのれん		4,990	6,019	IAS 1.54(a)
関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資		3,553	3,187	IFRS 16.47
非流動金融資産	12	4,284	3,761	IAS 1.54(b)
繰延税金資産		693	383	IAS 1.54(c)
		<u>64,571</u>	<u>58,034</u>	IAS 1.54(e)
流動資産				IAS 1.54(d), IFRS 7.8
棚卸資産	11	22,831	26,375	IAS 1.60, IAS 1.66
返品資産		1,356	1,124	IAS 1.54(g)
営業債権		27,374	25,672	IFRS 15.B21
契約資産		4,959	4,541	IAS 1.54(h), IFRS 15.105
前払金		208	244	IFRS 15.105
その他の流動金融資産	12	753	551	IAS 1.55
現金及び短期性預金	13	15,819	17,114	IAS 1.54(d), IFRS 7.8
		<u>73,300</u>	<u>75,621</u>	IAS 1.54(i)
売却目的で保有する資産	6	-	13,554	IAS 1.54(j), IFRS 5.38
		<u>73,300</u>	<u>89,175</u>	
資産合計		<u>137,871</u>	<u>147,209</u>	
資本及び負債				
資本				
資本金		21,888	21,888	IAS 1.54(r), IAS 1.78(e)
株式払込剰余金		4,780	4,780	
自己株式		(508)	(508)	
他の資本剰余金		1,374	1,171	
利益剰余金		33,269	31,926	
その他の資本の構成要素		(1,078)	(621)	
売却目的で保有する処分グループに係る剰余金	6	-	46	
親会社株主に帰属する持分		<u>59,725</u>	<u>58,682</u>	
非支配持分		2,162	2,127	IAS 1.54(q)
資本合計		<u>61,887</u>	<u>60,809</u>	
非流動負債				IAS 1.60
利付ローン及び借入金	12	22,477	21,978	IAS 1.54(m)
その他の非流動金融負債	12	806	502	IAS 1.54(m), IFRS 7.8
引当金	14	1,557	1,898	IAS 1.54(l)
政府補助金		2,164	3,300	IAS 20.24
契約負債		1,138	2,962	IFRS 15.105
退職後給付に係る負債		2,972	3,050	IAS 1.55, IAS 1.78(d)
繰延税金負債		3,493	2,454	IAS 1.54(o), IAS 1.56
		<u>34,607</u>	<u>36,144</u>	
流動負債				IAS 1.60, IAS 1.69
営業債務及びその他の債務		22,385	16,969	IAS 1.54(k)
契約負債		3,029	2,880	IFRS 15.105
返金負債		6,430	6,242	IFRS 15.B21
利付ローン及び借入金	12	2,759	2,811	IAS 1.54(m), IFRS 7.8(g)
その他の流動金融負債	5, 12	2,234	3,257	IAS 1.54(m), IFRS 7.8
政府補助金		400	149	IAS 1.55, IAS 20.24
未払法人所得税		3,337	3,511	IAS 1.54(n)
引当金	14	803	902	IAS 1.54(l)
未払配当金	18	-	410	
		<u>41,377</u>	<u>37,131</u>	
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	6	-	13,125	IAS 1.54(p), IFRS 5.38
		<u>41,377</u>	<u>50,256</u>	
負債合計		<u>75,984</u>	<u>86,400</u>	
資本及び負債の合計		<u>137,871</u>	<u>147,209</u>	

IFRS会計基準に関する注釈

IAS第1号第54項(e)は、重要性がある場合には財政状態計算書において、持分法で会計処理される投資を個別の表示項目として表示することを求めている。この規定に準拠する際に、当グループは関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資を合算して単一の表示項目としている。適切と判断された場合には、代替的に、関連会社に対する持分とジョイント・ベンチャーに対する持分を別個に表示することもできる。

当グループは、年次財務諸表と同様に、流動資産と非流動資産及び流動負債と非流動負債を、期中要約連結財政状態計算書において区分して表示している。IAS第1号第60項では、流動性に基づく表示の方が信頼性があり、より関連性が高い情報を提供する場合には、資産及び負債をその流動性の順序に従い表示することが認められている。

IAS第1号第10項(f)及びIAS第1号第40A項に基づくと、会計方針の変更、遡及的修正再表示又は組替えを行った場合で、かつ、それらの変更が財政状態計算書に重要な影響を及ぼす場合には、開始財政状態計算書(第3の貸借対照表)を表示する必要がある。ただし、IAS第1号第40C項によれば、この第3の貸借対照表に関連する注記の開示は求められておらず、同様に純損益及びその他の包括利益計算書、持分変動計算書、ならびにキャッシュ・フロー計算書についても追加的な表示は求められていない。IAS第34号第9項に基づき完全な1組の財務諸表を表示する場合以外は、期中財務諸表において第3の貸借対照表を表示することは求められない。よって、当グループはIAS第34号第8項で定義される要約形式を適用しているため、当中間会計期間に遡及的修正再表示を行っていたとしても、第3の貸借対照表を含めることは求められない。一方で、期中要約財務諸表において、遡及的修正再表示の影響を説明することが有用であると考えられる場合には、第3の貸借対照表を任意で追加的に表示することができる。

当グループは「契約資産」及び「契約負債」を、IFRS第15号の用語を用いて財政状態計算書に表示している。IFRS第15号第109項は、他の名称を使用することも認めているが、その場合には、財務諸表利用者が、債権(対価を受領する無条件の権利)と契約資産を明確に区別できるように十分な情報を開示しなければならない。

IFRS第15号第B25項では、返金負債は対応する資産とは区別して(純額ではなく総額で)表示することが求められる。当グループは、「返品資産」と「返金負債」を財政状態計算書において区分して表示している。

IFRS第16号第47項に基づき、借手は、使用権資産を他の資産と区分するとともに、リース負債を他の負債と区分して、財政状態計算書に表示するか、又は注記に開示しなければならない。借手が使用権資産を財政状態計算書において区分表示しない場合、借手は使用権資産を、対応する原資産が自社所有であったとした場合に表示するであろう表示項目(たとえば、有形固定資産)に含めて表示し、財政状態計算書のどの表示項目に当該使用権資産を含んでいるのかを開示する必要がある。同様に、借手がリース負債を財政状態計算書において区分表示しない場合、借手は財政状態計算書のどの表示項目に当該負債を含めたかを開示する必要がある。当グループは、「使用権資産」を財政状態計算書において区分表示している。関連するリース負債は、「利付ローン及び借入金」という表示項目に含めて表示している。

IFRS第16号第48項に基づき、投資不動産の定義を満たす使用権資産は、財政状態計算書において投資不動産として表示しなければならない。当グループは投資不動産の定義を満たす使用権資産を有していない。

期中要約連結持分変動計算書

2026年6月30日に終了する中間会計期間

親会社株主に帰属する持分

	資本金	株式払込 剰余金	自己株式	その他の資本 剰余金	利益 剰余金	キャッシュ・ フロー・ヘッジ	FVOCI金融 資産に係る 公正価値 剰余金	為替換算 差額	再評価 差額金	売却目的で 保有する処分 グループに係る 剰余金	合計	非支配持分	資本合計	IAS 1.10(c) IAS 1.49 IAS 1.51(b),(c) IAS 34.10 IAS 34.20(c) IAS 1.106(d)
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	IAS 1.51(d),(e)
2026年1月1日現在	21,888	4,780	(508)	1,171	31,842	(580)	(114)	(469)	542	46	58,598	2,127	60,725	
中間利益	-	-	-	-	2,447	-	-	-	-	-	2,447	47	2,494	IAS 1.106(d)(xi)
その他の包括利益	-	-	-	-	(19)	(238)	(176)	(13)	10	-	(436)	-	(436)	IAS 1.106(d)(xii)
中間包括利益合計	-	-	-	-	2,428	(238)	(176)	(13)	10	-	2,011	47	2,058	IAS 1.106(a)
日本国に所在する オフィス用不動産に 関する減価償却振替 額	-	-	-	-	40	-	-	-	(40)	-	-	-	-	IAS 1.96 IAS 1.106(d)(xiii)
株式報酬(注記15)	-	-	-	203	-	-	-	-	-	-	203	-	203	IFRS 2.50
配当金(注記18)	-	-	-	-	(1,087)	-	-	-	-	-	(1,087)	-	(1,087)	IAS 1.107
非支配持分への配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(12)	(12)	IAS 1.106(d)(xiii)
売却目的で保有する処 分グループに係る剰余 金の振替	-	-	-	-	46	-	-	-	-	(46)	-	-	-	
2026年6月30日現在	21,888	4,780	(508)	1,374	33,269	(818)	(290)	(482)	512	-	59,725	2,162	61,887	

期中要約連結持分変動計算書(続き)

2025年6月30日に終了する中間会計期間

親会社株主に帰属する持分

	資本金	株式払込 剰余金	自己株式	その他の資本 剰余金	利益 剰余金	キャッシュ・ フロー・ヘッジ	FVOCI金融 資産に係る 公正価値 剰余金	為替換算 差額	再評価 差額金	合計	非支配持分	資本合計	IAS 1.51(b),(c) IAS 1.10(c) IAS 34.10 IAS 34.20(c) IAS 1.49 IAS 1.106(d) IAS 1.51(d),(e)
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
2025年1月1日現在	19,388	80	(654)	864	26,135	(245)	2	(444)	-	45,126	457	48,841	
中間利益	-	-	-	-	3,072	-	-	-	-	3,072	61	3,133	IAS 1.106(d)(xi)
その他の包括利益	-	-	-	-	132	28	40	(6)	592	786	-	786	IAS 1.106(d)(ii)
中間包括利益合計	-	-	-	-	3,204	28	40	(6)	592	3,858	61	3,919	IAS 1.106(a)
日本国に所在する オフィス用不動産に関する 減価償却振替額	-	-	-	-	40	-	-	-	(40)	-	-	-	IAS 1.96
株式の発行	2,500	4,703	-	-	-	-	-	-	-	7,203	-	7,203	IAS 1.106(d)(iii)
株式の発行に関連する取引 費用	-	(32)	-	-	-	-	-	-	-	(32)	-	(32)	IAS 32.39, IAS 1.109 IAS 1.106(d)(iii)
株式報酬(注記15)	-	-	-	150	-	-	-	-	-	150	-	150	IFRS 2.50
配当金(注記18)	-	-	-	-	(1,082)	-	-	-	-	(1,082)	-	(1,082)	IAS 1.107
非支配持分への配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(20)	(20)	IAS 1.106(d)(iii)
子会社の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,547	1,547	IAS 1.106(d)(iii)
2025年6月30日現在	21,888	4,751	(654)	1,014	28,297	(217)	42	(450)	552	55,223	2,045	57,268	

IFRS会計基準に関する注釈

持分決済型の株式報酬取引について、IFRS第2号「株式に基づく報酬」第7項は、商品又はサービスを受領したときに資本の増加を認識することを要求している。一方でIFRS第2号は、資本のいずれの項目として認識すべきかについては明らかにしていないため、当グループはその他の資本剰余金の増加として認識している。

IAS第32号「金融商品：表示」第35項は、資本取引に係る費用については資本からの控除として会計処理することを要求している。一方で、資本のいずれの項目として認識すべきかについては明らかにしていない。当グループは、資本準備金の減少として認識することを選択した。

IAS第1号第106項(d)によれば、純損益、その他の包括利益、所有者との取引から生じる変動を個別に開示した、期首と期末の帳簿価額の調整表を資本の各内訳項目について表示しなければならない。当グループは、当該調整表において、その他の包括利益の内訳項目を個別に表示している。一方で、その他の包括利益を資本の単一の内訳項目として表示することもできる。

IAS第1号第106A項は、持分変動計算書又は注記のいずれかで、その他の包括利益の項目別の分析を表示することを求めている。しかし、IAS第34号は、期中要約財務諸表においてこの追加情報を要求していない。当グループは、財務諸表を理解する上で重要となる表示科目に関し、注記9で追加情報を提供している(金額の重要性の観点からすると、注記9の開示を行う必要性について議論の余地はあるが、財務諸表記載例の目的から開示を行っている)。当グループは、重要性がないと判断した項目に関して、追加情報は有用でないと結論付けた。

「再評価差額金」及び「FVOCI金融資産に係る公正価値剰余金」の欄に表示している金額は、日本国に所在するオフィス用不動産及びFVOCI金融資産の再測定に関連するものであり、関連会社のその他の包括利益に対する持分が含まれている。IAS第1号は、持分法で会計処理されている投資のその他の包括利益項目に対する持分を、その他の包括利益のセクションにおいて「純損益に振替えられる可能性のある項目」と「純損益に振替えられない可能性のない項目」を区分し、単一の表示科目として合算して表示しなければならないと定めているが、IAS第28号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」、IAS第1号及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」は、いずれも持分法で会計処理されている投資のその他の包括利益項目に対する持分の累計額をどのように表示すべきかについて具体的に定めていない。IAS第1号の適用ガイダンスには、関連会社における不動産再評価益の累計額を投資者の再評価剰余金に含めている例が掲載されている。優良工業株式会社グループは、関連会社のその他の包括利益項目の累計額に関しては同様の表示方法を適用している。しかし、現行のIFRS会計基準は具体的な規定を定めておらず、その他の表示アプローチもまた認められる可能性がある。

期中要約連結キャッシュ・フロー計算書

2026年6月30日に終了する中間会計期間

		2026年	2025年	
	注記	百万円	百万円	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
継続事業からの税引前利益		2,264	4,345	IAS 1.49 IAS 1.51(c) IAS 34.20(d)
非継続事業からの税引前利益又は損失	6	890	(30)	IAS 1.10(d) IAS 1.51(d),(e)
税引前利益		3,154	4,315	IAS 7.10, IAS 7.18(b)
税引前利益から正味キャッシュ・フローへの調整:				
有形固定資産及び使用権資産の減価償却費及び減損損失		1,282	1,449	IAS 7.20(b)
無形資産及びのれんの償却費及び減損損失		1,614	70	
条件付対価の公正価値への調整額	12	53	-	
投資不動産の公正価値への調整額		(58)	-	
株式報酬費用	15	203	150	
有形固定資産処分益	10	(53)	(5)	
非継続事業処分益	6	(885)	-	
リストラクチャリング引当金の戻入れ	14	(266)	-	
金融収益		(204)	(166)	IAS 7.20(c)
金融費用		1,662	436	IAS 7.20(c)
その他の費用	11	700	567	
関連会社及びジョイント・ベンチャーの利益に対する持分		(366)	(329)	
引当金、年金及び政府補助金の増減		(1,047)	(252)	
為替換算差額		303	(283)	IAS 21.52(a)
運転資本に関する調整				
営業債権、契約資産及び前払金の増加		(2,084)	(2,147)	IAS 7.20(a)
棚卸資産及び返品資産の減少		3,312	1,312	
営業債務及びその他の債務、契約負債、 ならびに返金負債の増加		4,270	1,797	
		11,590	6,914	
企業結合における条件付対価の支払額	12	(411)	-	IAS 7.12
受取利息		250	319	IAS 7.31
支払利息		(596)	(424)	IAS 7.31
法人所得税の支払額		(774)	(846)	IAS 7.35
営業活動による正味キャッシュ・フロー		10,059	5,963	
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の売却による収入	10	1,352	1,415	IAS 7.10, IAS 7.21 IAS 7.16(b)
非継続事業の処分による収入	6	515	-	IAS 7.39
有形固定資産の取得による支出	10	(4,087)	(1,320)	IAS 7.16(a)
子会社の取得による支出	5	(5,929)	(370)	IAS 7.39
企業結合における条件付対価の支払額	12	(714)	-	IAS 7.16, IAS 7.39, IAS 7.12
為替予約契約による支出		(1,061)	-	IAS 7.16(g)
関連会社に対する貸付けによる支出		(50)	-	IAS 7.16(e)
投資活動による正味キャッシュ・フロー		(9,974)	(275)	

期中要約連結キャッシュ・フロー計算書(続き)

2026年6月30日に終了する中間会計期間

		2026年	2025年	
	注記	百万円	百万円	
財務活動によるキャッシュ・フロー				IAS 1.49 IAS 1.51(c) IAS 34.20(d) IAS 1.10(d) IAS 1.51(d),(e) IAS 7.10, IAS 7.21
借入による収入	12	1,582	2,559	IAS 7.17(c)
借入金の返済による支出	12	(1,253)	(108)	IAS 7.17(d)
リース負債による支出	12	(312)	(288)	IFRS 16.50
株式発行費		-	(32)	IAS 7.17(a)
親会社株主への現金配当の支払額	18	(1,497)	(1,082)	IAS 7.31
非支配持分への現金配当の支払額	18	(12)	(20)	IFRS 12.B10(a)
財務活動による正味キャッシュ・フロー		(1,492)	1,029	
現金及び現金同等物の正味増減額		(1,407)	6,717	
為替変動による影響		(373)	266	IAS 7.28
1月1日現在の現金及び現金同等物		16,699	8,024	
6月30日現在の現金及び現金同等物	13	14,919	15,007	IAS 7.45

IFRS会計基準に関する注釈

IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」第18項は、営業活動によるキャッシュ・フローについて、直接法又は間接法のいずれかを使用して報告することを認めている。当グループは、間接法を用いて営業活動によるキャッシュ・フローを表示している。EYの刊行物である「[IFRS連結財務諸表記載例 2026年版](#)」には、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の表示に関する付録が掲載されている。

当グループは、税引前利益を調整して営業活動からの正味キャッシュ・フローを作成した。しかし、IAS第7号では税引後利益から調整を行うことも容認されている。

IAS第7号は、支払利息を営業活動又は財務活動として、受取利息を営業活動又は投資活動として、その企業にとって適切と考えられる方法を用いて表示することを容認している。当グループは、支払利息(リース負債に係る利息費用を含む)は事業の運営コストに直接関連するため、営業活動によるキャッシュ・フローに分類している。また、受取利息は営業活動に分類している。

IFRS第16号第50項に基づき、借手はキャッシュ・フロー計算書において、1)リース負債の元本部分に対する現金支払いを財務活動に含め、2)リース負債の金利部分に対する現金支払いにIAS第7号における支払利息に関する規定(すなわちIAS第7号第31項から第33項)を適用し、3)短期リース料、少額資産のリース料及びリース負債の測定に含めなかった変動リース料を営業活動に含めるといった分類を行わなければならない。

期中要約連結財務諸表注記の目次

1. 企業情報.....	21
2. 作成の基礎及び会計方針の変更.....	21
3. 顧客との契約から生じる収益.....	24
4. セグメント情報.....	26
5. 企業結合.....	28
6. 非継続事業.....	29
7. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト.....	31
8. 法人所得税.....	33
9. その他の包括利益の構成要素.....	34
10. 有形固定資産.....	35
11. 棚卸資産.....	35
12. 金融資産及び金融負債.....	36
13. 現金及び短期性預金.....	45
14. リストラクチャリング引当金の戻入れ.....	45
15. 株式報酬.....	45
16. コミットメント及び偶発事象.....	46
17. 関連当事者についての開示.....	46
18. 利益分配の実施及び分配案.....	47
19. 後発事象.....	47

期中要約連結財務諸表注記

1. 企業情報

優良工業株式会社及びその子会社(以下、当グループ)の2026年6月30日に終了する中間会計期間に係る期中要約連結財務諸表は、2026年8月9日の取締役会決議により承認されています。 IAS 10.17

優良工業株式会社(当社)は、日本国に拠点を置く株式会社であり、取引所に株式を上場しています。登記上の本社は、千代田区有楽通り新日本ビルです。当グループの主要な活動は、防火設備、電子機器や電子サービスの提供、及び投資不動産の管理です。 IAS 1.138(a)
IAS 1.138(b)

IFRS会計基準に関する注釈

IAS 第 34 号には、IAS 第 1 号において完全な 1 組の財務諸表が求められているように、期中要約財務諸表に企業情報を含める明示的な規定は定められていない。ただし、報告企業とその事業に特有の情報を提供するために、そうした情報を開示することは適切な実務である。

2. 作成の基礎及び会計方針の変更

2.1. 作成の基礎

IAS 34.19

2026年6月30日に終了する中間会計期間の期中要約連結財務諸表は、IAS第34号「期中財務報告」に基づいて作成されています。本財務諸表は、当グループが継続企業として存続するという前提に基づいて作成されています。

期中要約連結財務諸表は、年次財務諸表で求められる情報及び開示のすべてを含んでおらず、当グループの2025年12月31日現在の年次連結財務諸表と併せて利用されるべきものです。

IFRS会計基準に関する注釈

IAS 第 34 号第 19 項では、期中財務報告が IFRS 会計基準のすべての要求事項に従ったものでない限り、IFRS 会計基準に準拠していると記述してはならないと明確に述べられている。これらの期中要約連結財務諸表において、当グループは IFRS 会計基準ではなく、IAS 第 34 号の規定に準拠していると述べている。IFRS 会計基準のすべての規定に準拠した完全な 1 組の期中財務諸表が提供される場合に、IAS 第 34 号に加え、IASB によって公表された IFRS 会計基準に準拠している旨を記載できる場合がある。

財務諸表が継続企業の前提で作成されている旨の記載は、IFRS 会計基準によって要求されているわけではない。しかし、当該記載は、一定の法域で規制当局によって要求される場合や、関連する開示と考えられる場合もある。こうした理由から、当グループは作成の基礎を開示することを決定した。

気候関連事項に関する注釈

企業は、継続企業の検討にあたり気候関連事項の影響を考慮すべきである。継続企業の検討を行う際、企業は IAS 第 1 号第 26 号により、将来(少なくとも報告期間の期末日から 12 ヶ月は必要であるが、それに限定されない)に関するすべての入手可能な情報を検討しなければならない。したがって、たとえ大部分の企業が、継続企業として存続する能力に疑義を生じさせる可能性のある急性の物理的リスクなどの気候関連の影響にさらされることはないとしても、最初の 12 ヶ月間に降の気候関連事項は、企業が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせる事象又は状態に関連する重要性のある不確実性をもたらす可能性がある。このような事象又は状態の例としては、企業が炭素集約型産業で事業を行っているために代替融資を受ける際の障害となる場合や、気候関連の法律や規制により企業のビジネスモデルがもはや実行不可能となる場合などが挙げられる。IASB は、教育的資料「[Effects of climate-related matters on financial statements](#) (気候関連事項が財務諸表に与える影響)」の中で、企業は当該検討において、計画されている緩和措置も考慮する必要があることを明確にしている。

排出量取引制度を導入している法域で事業を行う企業は、期中財務諸表への排出量の影響を判断する必要がある。期中会計期間に計上された金額は、適用されている会計方針によって異なる場合がある。

IAS第1号第31項の要件を検討するにあたり、当グループは、気候関連移行リスクへの曝露が限定的であると判断した。したがって当グループは、自社の排出方針が財務諸表に影響を及ぼさない理由を説明しても、財務諸表の主要な利用者の意思決定に合理的に影響を与えると期待される重要な情報を提供することにはならないと結論付けた。

この重要性判断を形成するにあたり、当グループは、企業特有の質的要因及び外部の質的要因の双方を考慮した。これには、当グループの排出方針が将来の事業活動に重要な影響を及ぼすとは見込まれていないという期待、ならびに当グループが低排出かつ気候関連移行リスクへの曝露が限定的な産業で事業を行っているという事実が含まれる。

期中要約連結財務諸表注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

2.1. 作成の基礎(続き)

マクロ経済及び地政学的な不確実性に関する注釈

継続企業の検討を行う際、経営者は企業活動への現在のマクロ経済及び地政学的な不確実性による既存及び予想される影響を考慮に入れる。IAS 第 34 号第 15 項に基づき、企業は、直近の年次報告期間の末日後の企業の財政状態及び業績の変動を理解する上で重要な事象及び取引についての説明を期中財務報告に含めなければならない。さらに、企業は、性質、規模又は頻度からみて異例な事項の内容及び金額についての説明も含めなければならない。また、それらの事象及び取引に関連して開示する情報によって、直近の年次財務報告に表示した関連する情報も更新しなければならない。

IAS 第 34 号第 15B 項は、重要である場合には開示が求められる事象及び取引の一覧(すべてを網羅するものではない)を定めている。たとえば、重要である場合には、企業の金融資産及び金融負債の公正価値に影響を与える事業又は経済状況の変化を、それらの資産又は負債の認識を公正価値で行っているか、償却原価で行っているかにかかわらず、開示する必要がある。また、借入債務不履行又は借入債務契約違反で、報告期間の末日以前に是正されていないものについても開示する必要がある。同様に、重要である場合には、金融商品の公正価値測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替も開示する必要がある。

IAS 第 34 号は、感応度に関する開示を含めることを求める詳細な規定は定めていないものの、合理的に起こりうる主要な仮定の変化の範囲が、直近の年次報告期間の末日後に著しく変動した場合は、関連する感応度に関する開示を更新することが必要な場合がある。

IAS 第 34 号第 15A 項は、企業の期中財務報告の利用者は、当該企業の直近の年次財務報告を利用できると記述している。したがって、期中財務報告の注記では、直近の年次財務報告の注記で報告された情報の比較的重要な更新を行う必要はない。しかし、多くの企業が現在のマクロ経済及び地政学的な不確実性によって影響を受けると予想されるため、直近の年次財務報告の情報が著しく変動している可能性があり、それによって、企業は期中財務報告において更新した情報を提供する必要があるかもしれない。

他の基準書は完全な 1 組の財務諸表に要求される開示を明記しているが、IAS 第 34 号第 10 項で記述するように企業の期中財務報告に要約財務諸表しか含まれない場合には、そうした他の基準書によって要求される開示は強制適用とはならない。しかし、期中報告の観点から開示が必要だと考えられる項目がある場合、そうした他の基準書が当該項目の多くについて適切な開示に関するガイダンスを定めている。

2.2. 当グループが適用した新たな基準書、解釈指針及び改訂

IAS 34.16A(a)

期中要約連結財務諸表の作成において適用した会計方針は、2026年1月1日に発効した新たな基準書及び解釈指針の適用を除き、当グループの2025年12月31日終了事業年度の年次連結財務諸表の作成時に従った会計方針と同じです。当グループは、公表済みであるが未発効の基準、解釈指針、及び基準等の改訂を早期適用していません。

IFRS会計基準に関する注釈

当グループは、期中要約連結財務諸表の作成及び表示を行っている。IAS 第 34 号第 16A 項では、「会計方針の変更の内容及び影響の説明」ならびに「過去の期中報告期間又は過去の事業年度に報告された見積金額に関する変更の内容及び金額」の開示を求めている。要約期中財務諸表において、そういった「内容及び影響」をどのように開示するのが最も良い方法かを判断する際、年次財務諸表で適用されるようなより特定の詳細な規定が、新基準の内容及び影響を開示するにあたっての最良の方法の検討において考慮される場合がある(たとえば、IAS 第 8 号第 28 項の規定の適用)。

本期中要約連結財務諸表は、IAS 第 8 号第 28 項に基づき要求される開示を含んでいる。記載されている変更の一部は、当グループにとって必ずしも重要ではない場合があるが、一般的な開示例を示すという目的のため、そのような開示も含めている。企業は、開示すべき項目を評価するために判断が求められる。どの程度詳細な開示をすべきかは一般的に、適用開始時における当該基準の実際の影響の大きさに比例する。開示の詳細さの水準に対する国内規制当局が寄せる期待もまた考慮に入れる必要がある。

期中要約連結財務諸表注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

2.2. 当グループが適用した新たな基準書、解釈指針及び改訂(続き)

金融商品の分類及び測定—IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂

2024年5月に、IASBは「IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂—金融商品の分類及び測定に関する改訂」(以下、「本改訂」)を公表した。本改訂には以下が含まれる。

- 金融資産及び金融負債の認識及び認識の中止に関する要件の明確化。特に、金融負債は「決済日」に認識を中止すること、及び特定の条件を満たす場合には電子決済システムを用いて決済される金融負債について、決済日前に認識を中止するという会計方針の選択肢が導入された。
- ESG特性又はこれに類する特性を有する金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローをどのように評価すべきかに関する追加ガイダンス。
- 「ノンリコース条項」とは何を指すのか、及び契約連動型金融商品(contractually linked instruments)の特徴に関する明確化。
- 偶発条項を有する金融商品に関する開示の導入、ならびにその他の包括利益(OCI)を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に関する追加的な開示要件の導入。

本改訂は当グループの期中要約連結財務諸表に影響を及ぼさなかった。

IFRS会計基準に関する注釈

当グループは、決済日に金融負債を認識中止するという方針を採用していたため、金融資産及び金融負債の認識及び認識の中止に関するこれらの改訂は影響しないと結論付けた。しかしながら、決済日前に金融負債を認識中止している企業にとっては、本改訂が影響を及ぼす可能性がある。特定の条件を満たす電子決済システムを利用し、かつ方針選択を行う場合には、決済日前に金融負債の認識を中止することが認められる。このような場合、企業は当該会計方針を開示する必要がある。

本改訂は遡及的に適用され、金融資産及び金融負債の期首残高の調整を行い、累積的影響額を利益剰余金の期首残高に調整する。過年度の再表示は要求されず、また再表示を行う場合には事後的判断なしでのみ認められる。

また当グループは、その他の改訂の影響を受ける金融商品を保有していないと結論付けたため、これらの改訂は影響を及ぼさない。

IFRS会計基準の年次改善—第11巻

2024年7月に、IASBはIFRS会計基準の定期的な維持の一環として、9つの限定的な範囲の改訂を公表した。これらの改訂には、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」、IFRS第7号「金融商品：開示」及びその「IFRS第7号の実務適用指針」、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」における整合性向上のための明確化、簡素化、修正又は変更が含まれる。

これらの改訂は、当グループの期中要約連結財務諸表に影響を及ぼさなかった。

自然条件に依存する電力を参照する契約—IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂

2024年12月に、IASBは「IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂—自然条件に依存する電力を参照する契約」を公表した。本改訂は自然条件に依存する電力を参照する契約のみに適用され、以下を含む。

- 対象となる契約に対する「自己使用」要件の適用を明確化した。
- 対象となる契約におけるキャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ対象の指定要件を改訂した。
- これらの契約が企業の財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を投資家が理解できるようにするため、新たな開示要件を追加した。

本改訂は当グループの期中要約連結財務諸表に影響を及ぼさなかった。

期中要約連結財務諸表注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

2.2. 当グループが適用した新たな基準書、解釈指針及び改訂(続き)

IFRS会計基準に関する注釈

一般的に、企業は、期中要約財務諸表に直接影響を及ぼす基準の改訂に関してのみ説明を行うが、期中要約財務諸表に影響を及ぼさないものの、年次財務諸表に影響を及ぼすことが見込まれる IFRS 会計基準の改訂に関して開示を行うことも考えられる。財務諸表への影響を考慮するに際して、IAS 第 8 号第 28 項は、企業は基準の改訂が将来の会計期間に影響を与える可能性があるかどうかを考慮すべきであると示唆している。

一部の国や地域では、財務報告において IFRS 会計基準を採用するためには、特定の法的プロセスやエンドースメント手続を経なければならないことがある(たとえば、日本において金融庁によるエンドースメント手続を経て制定される修正国際基準や EU のエンドースメント、オーストラリアにおける基準の法制化など)。そのような国や地域では、基準の改訂や解釈指針の発効日が IASB の定めた発効日と異なる場合がある。

IAS 第 8 号第 30 項は、完全な 1 組の財務諸表において、公表済みだが未発効の基準に関する開示を行うことを求めている。当該開示は、これらの IFRS 会計基準の適用が財務諸表に与える影響を、財務諸表利用者が評価できるように、現時点で判明している、もしくは合理的に見積可能な情報を提供するものである。期中要約財務諸表については、同様の規定は存在しない。しかし、IAS 第 34 号では、直近の年次財務諸表で表示又は開示されている関連性のある情報の更新を求めている。当グループは、本期中要約財務諸表において、公表済みだが未発効の基準の開示を行わないことを選択した。

3. 顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じた収益の内訳は、以下のとおりです。

IAS 34.16A(I)
IFRS 15.114-115

セグメント	2026年6月30日に終了する中間会計期間		
	防火設備	電子機器	合計
財又はサービスの種類	百万円	百万円	百万円
防火設備の販売	42,492	-	42,492
電子機器の販売	-	37,395	37,395
据付サービス	8,578	-	8,578
顧客との契約から生じた収益合計	51,070	37,395	88,465
地域別			
日本国	36,291	26,573	62,864
米国	14,779	10,822	25,601
顧客との契約から生じた収益合計	51,070	37,395	88,465
収益認識の時期			
一時点で移転される財	42,492	37,395	79,887
一定期間にわたり移転されるサービス	8,578	-	8,578
顧客との契約から生じた収益合計	51,070	37,395	88,465

期中要約連結財務諸表注記

3. 顧客との契約から生じる収益(続き)

セグメント	2025年6月30日に終了する中間会計期間		
	防火設備	電子機器	合計
財又はサービスの種類	百万円	百万円	百万円
防火設備の販売	41,941	-	41,941
電子機器の販売	-	22,058	22,058
据付サービス	8,093	-	8,093
顧客との契約から生じた収益合計	50,034	22,058	72,092
地域別			
日本国	35,104	15,476	50,580
米国	14,930	6,582	21,512
顧客との契約から生じた収益合計	50,034	22,058	72,092
収益認識の時期			
一時点で移転される財	41,941	22,058	63,999
一定期間にわたり移転されるサービス	8,093	-	8,093
顧客との契約から生じた収益合計	50,034	22,058	72,092

当グループは、顧客との契約から生じた営業債権及び契約資産に関する減損損失を損益計算書の「管理費」に計上しており、2026年及び2025年6月30日に終了する中間会計期間における金額はそれぞれ77百万円及び68百万円です。 IFRS 15.113(b)

顧客との契約から生じた収益とセグメント情報で開示されている金額の調整表は、以下のとおりです(注記4参照)。 IFRS 15.115

	6月30日に終了する中間会計期間			
	2026年		2025年	
	防火設備	電子機器	防火設備	電子機器
収益	百万円	百万円	百万円	百万円
外部顧客	70,925	37,395	86,605	22,058
セグメント間収益	-	1,845	-	4,094
	70,925	39,240	86,605	26,152
調整及び消去	(19,855)	(1,845)	(36,571)	(4,094)
顧客との契約から生じた収益合計	51,070	37,395	50,034	22,058

IFRS会計基準に関する注釈

IAS 第34号第16A項(I)は、IFRS 第15号第114項から第115項に定められる規定と整合するように、収益の分解情報の開示を求めている。

当グループは、顧客に提供する財又はサービスの種類、地域ならびに財及びサービスの移転時期を基に、収益の分解情報を開示している。企業は、当該情報の開示を検討する際に、企業の事業にとって最も意味のある企業固有及び業種固有の要因に基づき判断を行う必要がある。

当グループは、収益の分解情報と各報告セグメントに関して開示される収益情報との調整表を開示している。代替的アプローチとして、セグメント情報に関する注記において、収益の分解情報を開示することが適切であると判断される場合もあると考えられる。

期中要約連結財務諸表注記

4. セグメント情報

2026年6月30日及び2025年6月30日に終了する中間会計期間に係る当グループの事業セグメントの収益及び利益情報は、以下の表のとおりです。

2026年6月30日に終了する中間会計期間

	防火設備 百万円	エレクトロニクス 百万円	投資不動産 百万円	セグメント合計 百万円	調整及び消去 百万円	連結 百万円	
収益							
外部収益	70,925	37,395	770	109,090	(19,855)	89,235	IAS 34.16A(gX <i>i</i>)
セグメント間収益	—	1,845	—	1,845	(1,845)	—	IAS 34.16A(gX <i>ii</i>)
収益合計	70,925	39,240	770	110,935	(21,700)	89,235	
セグメント損益							
報告セグメントの 税引前利益	1,038	2,989	164	4,191	(1,927)	2,264	IAS 34.16A(gX <i>iii</i>)

2025年6月30日に終了する中間会計期間

	防火設備 百万円	エレクトロニクス 百万円	投資不動産 百万円	セグメント合計 百万円	調整及び消去 百万円	連結 百万円	
収益							
外部顧客	86,605	22,058	715	109,378	(36,571)	72,807	IAS 34.16A(gX <i>i</i>)
セグメント間収益	—	4,094	—	4,094	(4,094)	—	IAS 34.16A(gX <i>ii</i>)
収益合計	86,605	26,152	715	113,472	(40,665)	72,807	
セグメント損益							
報告セグメントの 税引前利益	3,375	1,330	176	4,881	(536)	4,345	IAS 34.16A(gX <i>iii</i>)

2026年6月30日現在及び2025年12月31日現在における当グループの事業セグメントの資産及び負債に関する情報は、以下の表のとおりです。

	防火設備 百万円	エレクトロニクス 百万円	投資不動産 百万円	セグメント合計 百万円	調整及び消去 百万円	連結 百万円	
資産							
2026年6月30日	65,809	50,482	16,978	133,269	4,602	137,871	IAS 34.16A(gX <i>iv</i>)
2025年12月31日	68,163	44,814	18,467	131,444	15,765	147,209	
負債							
2026年6月30日	30,371	7,002	4,234	41,607	34,377	75,984	IAS 34.16A(gX <i>iv</i>)
2025年12月31日	27,776	7,252	4,704	39,732	46,668	86,400	

期中要約連結財務諸表注記

4. セグメント情報(続き)

IFRS会計基準に関する注釈

IAS 第 34 号第 16A 項(g)(iv)は、直近の年次連結財務諸表で開示されている資産合計及び負債合計から重要な変動があった場合、その情報が最高経営意思決定者(以下、CODM)に定期的に提供されているのであれば、資産合計と負債合計を開示しなければならないとしている。この規定に準拠するため、当グループは期中報告期間の末日時点及び直近の事業年度末時点でのセグメントに関する資産及び負債を開示している。

当グループは、2026年2月にある事業セグメントの全体を処分した。IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」では、IFRS 第 5 号以外の IFRS の規定は、非継続事業に適用される具体的な開示を定めている場合を除き、非継続事業に適用されないことを明確化している。IFRS 第 8 号「事業セグメント」は、非継続事業に係る開示を要求していない。従って、当グループは、非継続事業に係るセグメント開示を行っていない。もし企業が、非継続事業に関するセグメント情報を開示することの関連性が高いと考える場合には、非継続事業に係るセグメント開示を提供する可能性がある。防火設備セグメントには関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資が含まれる。当グループの CODM は、セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、またその業績を評価するために、ジョイント・ベンチャーに関連するセグメント情報を収益、純損益、資産及び負債に対する自らの持分割合に基づき定期的に検討している。しかし、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め(ジョイント・アレンジメント)」に従い、ジョイント・ベンチャーに対する当グループの持分は期中要約連結財務諸表上、持分法を用いて会計処理されている。比例連結と持分法との差異から生じる消去は、「調整及び消去」の欄に含まれている。

調整及び消去

IFRS 8.28

金融収益及び金融費用、税金ならびに特定の金融資産及び負債の公正価値の変動による評価損益は、グループ全体で管理されているため、個々のセグメントに配分されていません。これらは、セグメントに関する開示における「調整及び消去」に含まれます。

税引前利益の調整	6月30日に終了する 中間会計期間		IAS 34.16A(g)(vi)
	2026年	2025年	
	百万円	百万円	
報告セグメントの税引前利益	4,191	4,881	
金融収益	204	166	
金融費用	(1,662)	(436)	
セグメント間利益(消去)	(469)	(266)	
継続事業からの税引前利益	2,264	4,345	

事業の季節性

IAS 34.16A(b)

エレクトロニクス部門は、防衛用電子機器、航空機、電気保安及び一般家庭用電化製品を供給しており、エレクトロニクス、安全対策、温度調節及び電子システムの領域で製品及びサービスを提供しています。この事業には季節性があるため、通常、上期よりは下期により高い収益及び営業利益が見込まれます。6月から8月の売上が多いのは、休暇のハイシーズン中に航空電子機器の需要が高まることに起因しています。また、12月の売上の増加は、個人顧客による電子機器の需要が高まるのが原因です。当該情報は、業績をよりよく理解できるようにするために提供しているものですが、経営者は、これはIAS第34号で規定される「季節的要因が大きい」場合には該当しないと判断しています。

IFRS会計基準に関する注釈

当グループの事業には季節性があるため、期中要約財務諸表には IAS 第 34 号第 16A 項(b)に基づく開示が含まれている。しかし、当該事業は、季節的要因が大きいとはみなされていないため、IAS 第 34 号第 21 項で奨励されている期中報告期間の末日までの 12 ヶ月間の財務情報及び過去 12 ヶ月間の比較情報の開示を行っていない。「季節的要因が大きい」ビジネスを営んでいる場合には、追加の開示が奨励される。

期中要約連結財務諸表注記

5. 企業結合

IAS 34.16A(i)

エレクトラ株式会社の取得

2026年6月1日、当グループはエレクトラ株式会社の議決権付株式の100%を取得しました。同社は電子機器の製造に特化した非上場企業であり、日本国に本社を置いています。当グループは既存の商品ポートフォリオと顧客基盤の両方を拡大することを目的として、エレクトラ株式会社を取得しました。当該取得は、取得法により会計処理されています。期中要約連結財務諸表には、取得日から1ヵ月間に係るエレクトラ株式会社の業績が含まれています。

IFRS 3.59
IFRS 3.B64(a)
IFRS 3.B64(b)
IFRS 3.B64(c)
IFRS 3.B64(d)

取得日におけるエレクトラ株式会社の識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値は、以下のとおりです。

	取得日に認識された 公正価値	IAS 3.B64(i), (f)
	百万円	
資 産		
有形固定資産(暫定)*	4,323	
使用権資産	248	
現金	642	
営業債権	1,763	
棚卸資産	961	
繰延税金資産*	175	
特許権	375	
	<u>8,487</u>	
負 債		
営業債務	(1,022)	
利付ローン及び借入金	(224)	
繰延税金負債*	(880)	
	<u>(2,126)</u>	
公正価値で測定された識別可能純資産合計	<u>6,361</u>	
取得から生じたのれん(暫定)*	210	
移転された対価	<u>6,571</u>	
取得に伴うキャッシュ・フローの内訳		
取得した子会社における正味現金(投資活動によるキャッシュ・フローに含まれる)	642	IAS 7.39
現金支払額	(6,571)	
正味キャッシュ・フロー	<u>(5,929)</u>	

*取得した土地及び建物の評価は、取締役会による期中財務諸表の公表の承認日までに完了しておりません。そのため、2026年6月1日(取得から1年後)までに、有形固定資産の事後的な修正とともに、それに対応したのれん及び繰延税金の修正が行われる可能性があります。

IFRS 3.B67(a)

報告期間の期首時点と期末時点ののれんの帳簿価額の調整表は、以下のとおりです

	のれん	
	百万円	
帳簿価額(総額)		
2026年1月1日現在	2,281	IFRS 3.B67(d)(i)
子会社の取得	210	IFRS 3.B67(d)(ii)
2026年6月30日現在	<u>2,491</u>	IFRS 3.B67(d)(viii)
減損損失累計額		
2026年1月1日現在	-	IFRS 3.B67(d)(i)
当報告期間において認識された減損損失(注記7)	1,541	IFRS 3.B67(d)(v)
2026年6月30日現在	<u>1,541</u>	IFRS 3.B67(d)(viii)
帳簿価額(純額)		
2026年1月1日現在	2,281	
2026年6月30日現在	<u>950</u>	

期中要約連結財務諸表注記

5. 企業結合(続き)

IAS 34.16A(i)

取得日時点の営業債権の公正価値は1,763百万円、総額は1,794百万円であり、契約金額の全額を回収することができると予想されます。当該差額は、現金の回収が予想される期間の割引及び取引先の信用リスクの調整に起因するものです。

IFRS 3.B64(h)

当グループは、取得日時点における残りのリース料の現在価値を用いて、引き受けたリース負債を測定しました。使用権資産は、リース負債と同額で測定するとともに、市場の条件と比較して不利である当該リースの条件を反映するように調整しました。

IFRS 3.28B

取得日以降にもたらされた、エレクトラ株式会社による当グループの継続事業からの収益及び税引前純利益の額は、それぞれ1,151百万円及び242百万円でした。この取得が期首に実施されたと仮定した場合、当グループの継続事業からの収益は11,073百万円、継続事業からの中間利益は3,181百万円となっていました。

IFRS 3.B64(q)(i)

IFRS 3.B64(q)(ii)

認識されたのれんは、主にエレクトラ株式会社と当グループの資産及び活動を統合する結果生じると期待されるシナジー効果とその他便益に起因するものです。のれんは、税法上損金算入できません。

IFRS 3.B64(e)

IFRS 3.B64(k)

取引費用である90百万円は費用処理され、損益計算書の管理費に計上されています。取引費用は、キャッシュ・フロー計算書では営業活動によるキャッシュ・フローに含まれています。

IFRS 3.B64(m)

前年度の取得に係る情報

2025年5月26日、当グループは消火器株式会社における議決権付株式の80%を取得しました。同社は耐火素材の製造に特化した非上場企業であり、日本国に本社を置いています。支払った対価には、条件付対価の要素が含まれています。当期における関連する負債への調整については、注記12に記載しています。

IFRS会計基準に関する注釈

IAS 第34号16A項(i)では、企業結合について、IFRS第3号で要求されているすべての情報を期中財務報告に開示することが求められている。当該規定は、当期中報告期間に生じた企業結合だけでなく、当報告期間の期末後であるが、期中財務報告の発行が承認される前までに行われた企業結合にも適用される(IFRS第3号第59項(b)、IFRS第3号B66項)。

IFRS第3号(IFRS第3号第28B項)に従い、被取得企業のリース負債は、取得したリースが取得日現在で新規のリースであるかのように、残りのリース料の現在価値で測定される必要がある。すなわち、取得企業は、IFRS第16号におけるリース負債の当初測定に関する規定を適用し、取得日現在の残りのリース料の現在価値を用いる。リース契約の条件が市場の条件と乖離している場合、使用権資産は、対応するリース負債と同額で測定した上で、市場の条件と比較して有利又は不利な当該リースの条件を反映するように調整する。したがって、取得企業は、市場の条件と比較して有利又は不利なリースの条件について個別に無形資産又は負債を認識しない。

比較期間の企業結合に関する情報は、直近の年次財務諸表の注記で報告された情報の繰り返しになるだけなので、通常は不要である。しかし、一定のケース、たとえば、従前に開示した公正価値が修正される場合などでは、比較期間の企業結合に関する情報を提供する必要があるであろう。当グループは、当期における条件付対価の支払額を理解する上で関連性があるため、比較期間の企業結合について簡潔な情報を提供している。

6. 非継続事業

IAS 34.16A(i)

当グループは、2025年10月1日に吸管株式会社(完全子会社)を売却することを取締役会で決定した旨を発表しました。また、2025年11月15日に、当社株主は当該会社の株式の売却計画を承認しました。2025年12月31日時点で、吸管株式会社は、売却目的で保有する処分グループとして、非継続事業に分類しています。吸管株式会社の事業は、2025年11月15日までは、ゴム設備事業セグメントとして開示していましたが、吸管株式会社の事業が非継続事業に分類されたため、ゴム設備事業セグメントは、セグメント情報の注記で開示していません。吸管株式会社の売却は2026年2月28日に完了しており、売却価格は1,000百万円、税引前の売却に係る利得は885百万円です。吸管株式会社の業績は以下のとおりです。

期中要約連結財務諸表注記

6. 非継続事業(続き)

IAS 34.16A(i)

	6月30日に終了する 中間会計期間		
	2026年*	2025年	
	百万円	百万円	
収益	3,329	21,548	IFRS 5.33(b)(i)
費用	(3,285)	(21,535)	IFRS 5.34
売上総利益	44	13	IFRS 5.30
金融費用	(39)	(43)	IFRS 5.41
非継続事業からの税引前中間利益又は中間損失	5	(30)	
税金収益(費用)			
当期の税引前利益又は損失に係るもの	(2)	12	IAS 12.81(h)(ii)
非継続事業の税引後利益又は損失	3	(18)	IFRS 5.33 (a)(i)
非継続事業の売却に係る利得	885	-	IFRS 5.33 (b)(iii)
上記に帰属する税金費用	(269)	-	IAS 12.81(h)(i)
非継続事業の売却に係る税引後利得	616	-	IFRS 5.33 (a)(ii)
非継続事業からの税引後中間利益又は中間損失	619	(18)	

*売却が行われた2026年2月28日までの2ヵ月間の活動を表示しています。

吸管株式会社の売却から生じた正味キャッシュ・フローは、以下のとおりです。

	百万円
非継続事業の売却により受領した現金	1,000
非継続事業の一部として譲渡された現金	(485)
処分による正味キャッシュ・インフロー	515

吸管株式会社から生じた正味キャッシュ・フローは、以下のとおりです。

IFRS 5.33(c)

	6月30日に終了する 中間会計期間	
	2026年*	2025年
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	204	(1,055)
財務活動によるキャッシュ・フロー	40	35
正味キャッシュ・インフロー(アウトフロー)	244	(1,020)

1株当たり利益:

IAS 34.11
IAS 33.68

非継続事業からの基本的1株当たり利益又は損失	30円	(0円)
非継続事業からの希薄化後1株当たり利益又は損失	30円	(0円)

*売却が行われた2026年2月28日までの2ヵ月間の活動を表示しています。

なお、吸管株式会社は2026年6月30日より前に売却されたため、売却目的保有に分類されていた資産及び負債は、財政状態計算書には含まれていません。

IAS 34.16A(i)

IFRS会計基準に関する注釈

IAS 第 34 号に基づく期中要約財務報告は、直近の年次財務諸表に基づいている。直近の年次財務諸表の期末日より後に生じた取引及び事象に関して、関連する基準(この場合 IFRS 第 5 号)で求められる開示を行うことは、その前提と整合している。

当グループは、非継続事業に係る 1 株当たり利益を注記で開示することを選択したが、期中要約損益計算書において当該情報を表示することもできる。

2026 年の最初の 2 ヶ月間における非継続事業からのキャッシュ・フローは、営業活動及び財務活動のみから生じており、当グループはこれらのキャッシュ・フローを上記の表で開示している。

期中要約連結財務諸表注記

7. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト

当グループは、12月及び帳簿価額が減損している兆候がある場合にはその都度、減損テストを行います。当グループののれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テストは、使用価値の計算に基づいて行われます。それぞれの資金生成単位(CGU)の回収可能価額の算定に使用した主要な仮定は、2025年12月31日に終了する事業年度に係る年次財務諸表で開示しています。 IAS 34.15B(b)
IAS 36.134(c)

当グループは減損の兆候を検討する際に、他の指標に加え、株式の時価総額と帳簿価額との関連性を考慮しています。2026年6月30日時点において、当グループの株式の時価総額は資本の帳簿価額を下回っており、これはのれんの減損が起こり得る可能性を示唆しています。さらに、世界で建設工事や開発に関する活動が総じて減退していることや、長引く経済の不透明性は、防火設備及びエレクトロニクス部門における需要の減少につながっています。そのため経営者は、2026年6月30日時点で、のれんを含む資金生成単位であるエレクトロニクス部門及び防火設備部門に関して減損テストを実施しました。なお、投資不動産部門には、のれんは含まれていません。 IAS 36.130(a),(d)
IAS 36.130(e)

エレクトロニクスCGU

当グループは回収可能価額を算定するために使用価値を用いており、当該使用価値は帳簿価額を上回っています。見積キャッシュ・フローは、商品やサービスに対する需要の減少を反映するために更新されており、税引前割引率は15.6%(2025年12月31日:15.5%)を適用しています。5年を超える期間のキャッシュ・フローについては、2.5%(2025年12月31日:3.0%)の成長率を用いて見積もっています。それ以外のすべての仮定は、2025年12月31日に終了した事業年度に係る年次財務諸表で開示したものと同じです。直近の分析の結果、経営者は260百万円のものれんが含まれる当CGUについて減損は生じていないと判断しました。 IAS 36.134(d)(iii)
IAS 36.134(d)(iv)
IAS 36.134(d)(v)
IAS 36.130(g)

防火設備CGU

当グループは、使用価値が処分コスト控除後の公正価値よりも高いため、回収可能価額を算定するために使用価値を用いており、59,099百万円と算定しています。見積キャッシュ・フローは、商品やサービスに対する需要の減少を反映するために更新されており、税引前割引率は15.5%(2025年12月31日:14.4%)を適用しています。5年を超える期間のキャッシュ・フローについては、2.6%(2025年12月31日:4.1%)の成長率を用いて見積もっています。それ以外のすべての仮定は、2025年12月31日に終了した事業年度に係る年次財務諸表で開示したものと同じです。 IAS 36.130(e)
IAS 36.134(d)(iii)
IAS 36.134(d)(iv)
IAS 36.134(d)(v)
IAS 36.126(a)
IAS 36.130(g)

分析の結果、これまで2,231百万円計上していたのれんに対し1,541百万円の減損損失を認識し、損益計算書上、管理費に計上しています。 IAS 36.130(b)

仮定の変更に対する感応度

エレクトロニクス部門の使用価値の評価に関し、2025年12月31日に終了した事業年度に係る年次財務諸表で開示した感応度情報から大きな変更はありません。 IAS 36.134(f)

防火設備部門に関しては、見積回収可能価額が帳簿価額と等しいことから、主要な仮定に不利な変化が生じた場合、追加の減損損失が生じる可能性があります。回収可能価額に係る主要な仮定は、以下のとおりです。 IAS 36.134(f)(i)

成長率に関する仮定-成長率は公表されている業界調査に基づいており、現在の経済見通しに基づいてアップデートされています。改定後の成長率2.6%は、2025年12月31日に終了した事業年度中に取得した重要な特許権の影響を反映したものです。

しかし、経済の不透明性により、成長率の見積りを今後引き下げなければならない可能性があります。

割引率-割引率は、防火設備部門に固有のリスクに関する現在の市場評価を反映するために調整されており、当グループの加重平均資本コストに基づき見積もられています。この割引率は、キャッシュ・フローの将来の見積りを調整していない防火設備部門に固有のリスクに関する市場評価を反映するために、追加の調整がなされています。業界のリスクの変化や加重平均資本コストの変更を反映するため、将来において割引率をさらに変更しなければならない可能性があります。

期中要約連結財務諸表注記

7. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト(続き)

IFRS会計基準に関する注釈

IAS 第 34 号第 15B 項(b)に基づく、減損による損失の認識と戻入れは、「重要である場合」に開示することが求められるが、その場合の開示の内容と形式は定められていない。合理的に考え得る減損が生じる場合に、ヘッドルーム(回収可能価額が帳簿価額を上回る余裕部分)の開示を求める明確な規定はない(IAS 第 36 号第 134 項(f))が、企業は、「直近の年次財務報告期間の末日以降の変動を理解する上で重要である場合には」、係る開示の提供が要求されることになるであろう(IAS 第 34 号第 15 項)。

たとえば、防火設備 CGU の減損に関し、当グループは IAS 第 36 号「資産の減損」に従って一般的な開示を行うことを選択している。当グループは、当期の減損損失認識後において、見積回収可能価額が帳簿価額と等しく、仮定に不利な変化が生じた場合に減損損失が生じることから、感応度に係る追加の開示を行っていない。

資金生成単位に関して減損損失が認識されなかったものの、合理的に起こりうる主要な仮定の変化によって減損が生じる可能性があると考えられる場合には、IAS 第 36 号により要求されるのと同様の感応度に関する開示を行うことが適切な可能性がある。IAS 第 34 号は感応度に関する開示を特に要求してはいないが、IAS 第 34 号第 15 項は重要な事象の開示を要求している。

さらに、関連市場の低迷や現在の経済の不透明性を考慮し、当グループは、エレクトロニクス CGU に関して実施した減損テストについて追加情報を提供することが有用であると考えた。これらの開示は、完全な期中財務諸表の場合に適用される IAS 第 36 号第 134 項の規定に基づくものである。

期中報告期間に認識されたのれんの減損損失は、当事業年度中のその後の期間における減損テストによって戻し入れることはできない(IFRIC 第 10 号「期中財務報告と減損」第 8 項)。

マクロ経済及び地政学的な不確実性に関する注釈

多くの経済圏における足元のマクロ経済及び地政学的な不確実性が減損テストを実施する契機となる可能性がある。金利の上昇、経済成長の鈍化やマイナス成長、貿易制限や関税・輸入税の導入、地政学的リスクの高まり及びインフレの上昇などが、そうした契機の例として挙げられる。企業は異なる資金生成単位(CGU)ごとに回収可能価額を算定するために使用した主要な仮定への継続的な影響を評価する必要がある。減損テストの実施に際して使用価値モデル及び処分コスト控除後の公正価値モデルで使用した主要なインプットは、影響を考慮して再評価すべきである。IAS 第 36 号第 40 項は、インフレ率の上昇を反映するための評価の調整は、キャッシュ・フロー又は割引率のいずれかに首尾一貫して行うよう要求している。

使用した仮定、その基礎となる証拠及び重要な仮定が変更された場合の影響(感応度分析)について詳細な開示を行うことが重要である。これは、期中報告日に実施される減損テストについても同様に当てはまる。

判断及び見積りの不確実性の水準や感応度を考慮すると、回収可能価額を見積る上で使用した主要な仮定、仮定の変化に対する感応度や行った判断の開示は特に重要である。また、不確実性の増大によって減損の計算に複数シナリオの使用が必要となり、このシナリオを説明するための追加的な開示が求められる場合もある。感応度を開示する際、企業は、足元の経済状況においてどのような変化が合理的に起こりうると思われるかについても考慮する必要がある。

気候関連事項に関する注釈

IAS 第 36 号第 33 項(a) は、使用価値の測定にあたり、企業に対し、「キャッシュ・フロー予測は、合理的で裏付け可能な仮定を基礎としなければならない、当該資産の残存耐用年数にわたり存在するであろう一連の経済的状況に関する経営者の最善の見積りを反映すること」を要求している。企業は、物理的リスクや移行リスクを含む気候関連リスクが今後の事業の存続可能性に影響を与えるかどうか、またそのようなリスクが事業の展開における法的環境、技術的環境及び市場環境に影響を与えるかどうか、またどのように影響するかを検討する必要がある。

たとえば、一部の企業のビジネスモデルは、気候変動に関するニュートラルな未来への移行の結果として、事業を展開する管轄区域ではもはや存続できなくなる可能性があり、既存のビジネスモデルは置き換えられるか、時代遅れになる場合がある。また他の企業では、消費者行動の傾向の変化や、排出量やリサイクルに関する要求の厳格化によるコストの上昇によって影響を受ける可能性がある。資産又はCGUの回収可能価額が気候関連の仮定に対する感応度が高い限り、企業は、それらの仮定を主要な仮定として、たとえば感応度の開示などと併せて、個別に開示する必要があるかどうかを検討しなければならない。たとえば、排出コストの考慮の対象となる企業は、主要な仮定の変化の影響を評価し、将来の排出コストに関する感応度分析を実施する場合がある。排出枠の将来価格及び将来の排出規制といった仮定、ならびに感応度分析で用いられた値及びそれらの値の変化によって生じる影響は、開示され得る。気候関連事項が公正価値測定に及ぼす影響の詳細については、注記12を参照されたい。

期中要約連結財務諸表注記

8. 法人所得税

当グループは、予想年間総利益に適用される税率を使って、期中の法人所得税費用を計算しています。期中要約連結損益計算書における法人所得税費用の主な構成要素は以下のとおりです。 IAS 34.16(c)

	6月30日に終了する 中間会計期間	
	2026年 百万円	2025年 百万円
法人所得税		
当期法人所得税費用	249	934
一時差異の発生及び解消に関連した繰延法人所得税費用	140	260
損益計算書に認識された法人所得税費用	389	1,194

IFRS会計基準に関する注釈

IAS 第 34 号第 16A 項(c)は、純利益に影響を与える事項で、その性質、規模又は頻度からみて通常ではない事項の内容と金額の開示を求めている。当グループは、期中要約連結損益計算書に計上された金額を理解する上で、法人所得税費用の主要な構成要素は有用な情報であると判断し、開示している。

第 2 の柱のグローバル税源浸食防止ルール(Globe 又は第 2 の柱ルール)は、ほぼ一世紀ぶりの実質的な国際的な課税枠組みの刷新を意味する。Globe ルールは、多国籍企業(MNEs)が最低限支払う税金(ミニマム税)として 4 つの新しい課税メカニズムを提案している。

IAS 第 12 号では、新たな税法は、特定の法域で制定又は実質的に制定された時点で有効になる。MNEs は完全所有子会社又は部分所有子会社、ジョイント・ベンチャー、フロースルー事業体又は恒久的施設を通じて事業を行うすべての法域において、Globe ルールの(実質的な)制定に関する規制動向をモニターする必要がある。

2023 年に、IASB は、影響を受ける企業を適時に救済するために、また IAS 第 12 号の解釈にばらつきが生じることを避け、開示を改善するために IAS 第 12 号を改訂した。本改訂により、第 2 の柱の法人所得税に関する繰延税金資産及び負債の認識及び開示に関する要求事項に一時的な例外措置が導入された。また、本改訂には、特に発効日前における当該法制に対する第 2 の柱の法人所得税に関する企業のエクスポージャーを財務諸表利用者がよりよく理解できるよう、影響を受ける企業に的を絞った開示規定も導入している。

当グループの連結収益は 7 億 5,000 万ユーロ未満であるため、第 2 の柱モデルルールの範囲には含まれていない。したがって、IAS 第 12 号第 4A 項の認識の強制的な例外措置は当グループには適用されない。IAS 第 34 号は改訂されていないものの、第 2 の柱モデルルールが適用される企業は、期中要約財務諸表における適切な開示を決定する際に、IAS 第 12 号第 88A 項から第 88D 項の規定を考慮する必要がある。したがって、もし当グループの収益が 7 億 5,000 万ユーロを超え、当グループが事業を行う法域の一部又はすべてで第 2 の柱モデルルールが(実質的に)制定されていた場合には、開示規定を満たすため以下の情報を含めることとなる。

当グループは、第 2 の柱の法人所得税から生じる繰延税金資産及び負債の認識及び開示に関する強制的な例外措置を適用している。さらに、当グループは、さまざまな法域における第 2 の柱モデルルールの導入を考慮して、グループの構造を見直した。当グループの実効税率は、事業を展開するすべての法域で 15%を大きく上回っているため、第 2 の柱「トップアップ税」の対象ではないと判断した。したがって、連結財務諸表には、IAS 第 12 号第 88A 項から第 88D 項で要求される情報は含まれていない。

詳細については、「[IFRS Developments 第 218 号:IAS 第 12 号の修正-国際的な税制改革 第 2 の柱モデルルール](#)」(原第: [Amendments to IAS 12 International Tax Reform Pillar Two Model Rules](#)) 及び「[Applying-IFRS: 国際的な税制改革—第 2 の柱の開示](#)」(2023 年 11 月)(原題: [Applying IFRS - International Tax Reform - Pillar Two Disclosures](#))を参照されたい。

マクロ経済及び地政学的な不確実性に関する注釈

IAS第34号第30項(c)は、法人所得税費用は、各期中報告期間において、その事業年度全体についての予想加重平均税率の最善の見積りに基づいて認識されることを要求している。当該税金費用の見積りに関しては、マクロ経済及び地政学的な不確実性に起因する見積りの不確実性を含んでいることから、当該税金費用を見積るために適用した方法について開示が必要となる可能性がある。

金利の変動、経済の低成長又はマイナス成長、地政学的リスク、インフレ率の上昇、貿易制限の導入及び関税、ならびに他の要因により、企業は資産の減損を認識したり、将来の損失を予測する可能性がある。そうした状況により、繰延税金資産の回収可能性を評価するにあたって考慮しなければならない新たな不確実性が生じていることが考えられる。そのような場合、企業は直近の事象を反映して収益予測を見直さなければならない。また、近い将来の期間に使用が見込まれていた欠損金について、それらが未使用のまま失効してしまう可能性があるか、またそうした可能性が認識された繰延税金資産の金額にどのような影響を及ぼすか見直しを行う必要がある。さらに、企業は、未認識の繰延税金資産の金額を算定するために用いた見積りや経営者の判断を説明するために、追加の開示を行う必要があるかどうかを検討しなければならない。そうした判断には、税法が報告日現在で実質的に制定されているかどうかを決定する際や、税額控除の会計処理を決定する際に用いた判断が含まれる。

期中要約連結財務諸表注記

10. 有形固定資産

取得及び処分

2026年6月30日に終了した中間会計期間中に、当グループは企業結合で取得した有形固定資産(注記5参照)及び建設中の不動産を除き、2,587百万円の資産を取得しました(2025年6月30日に終了した中間会計期間:1,320百万円)。
IAS 34.15B(d)

当グループは、2026年2月に新しい本社の建設を開始しました。このプロジェクトは2027年2月に完了予定であり、2026年6月30日現在の帳簿価額は1,500百万円です(2025年12月31日:-百万円)。2026年6月30日に終了する中間会計期間中に資産化した借入費用の金額は、約151百万円でした(2025年6月30日:-百万円)。資産化に適格な借入費用の金額を算定するために使用された加重平均資産化率は11%であり、これはある特定の借入金の実効金利です。
IAS 23.26(a)
IAS 23.26(b)

2026年6月30日に終了する中間会計期間中に、当グループは正味帳簿価額1,299百万円の資産(売却目的保有に分類された資産を除く)を処分し(2025年6月30日:1,410百万円)、その結果、処分益53百万円が発生しました(2025年6月30日:5百万円)。

拋出コミットメントに関しては注記16を参照してください。

IFRS会計基準に関する注釈

IAS 第34号第15B項(d)に従い、当グループは、当中間会計期間中の財政状態の変更及び財務業績を理解する上で重要であることから、当中間会計期間に行った有形固定資産の取得と処分について開示している。

気候関連事項に関する注釈

IAS 第16号第51項は、企業に対し、少なくとも各会計年度末に有形固定資産の残存価値と耐用年数を見直すことを義務付けている。ただし、残存価値と耐用年数の見積りに影響を与える開発が、中間会計期間において行われる可能性もあるため、より頻繁にレビューを実施する必要があることを示唆している。これらのレビューを実施する際、企業は気候関連事項が影響を与えるかどうかを考慮する必要がある。該当する場合、企業は、繰り返し発生する洪水、海面の上昇、山火事などの物理的リスクと、資産の将来の使用に対する法的または規制上の制限及び消費者需要の変化による資産の陳腐化の可能性などの移行リスクの両方を含めるべきである。

事業活動における排出量削減の目標など、特定のESG目標を達成するための非常に詳細なロードマップ又は計画を策定する企業が増えてきている。耐用年数と残存価値を検討する際には、そうした計画の影響や企業のビジネスモデルの潜在的な変更も考慮する必要がある。これにより、当グループの関連資産の将来の使用、関連する減価償却費及びそれらの処分から得られる金額が変化する可能性があるからである。さらに、企業は、気候関連事項が有形固定資産の公正価値に影響を与えるかどうかを検討する必要がある。これは、再評価モデルの適用と、減損テストの観点から処分コスト控除後の公正価値を決定するのに関連している。

企業は、同一の区分に属する2種類の有形固定資産を所有し使用している場合があり、その使用時に発生する排出量が異なることがある。このような企業は、IAS第1号第29項から第31項及び第77項に従い、区分した情報が重要性を有するかどうかを検討する必要がある。

11. 棚卸資産

2026年6月30日に終了した中間会計期間中に、当グループは、洪水により被害を受けた棚卸資産に関して、700百万円の評価減を計上しました(2025年6月30日:567百万円)。当該費用は、損益計算書のその他の営業費用に含まれています。洪水によって生じた財務的な損失は当グループの保険契約によって補填される可能性が高いですが、2026年6月30日時点で、保険会社による調査はまだ完了していません。したがって、当グループが保険契約による保険金を受け取るかどうかはまだ不確実です。
IAS 34.15B(a)
IAS 37.33

IFRS会計基準に関する注釈

IAS 第34号第15B項(a)に従い、当グループは、中間会計期間中の財務業績を理解する上で重要であることから、棚卸資産の評価減を開示している。

気候関連事項に関する注釈

棚卸資産は、気候関連事項によってさまざまな影響を受ける可能性がある。棚卸資産は、短期的な性質を有するため、通常、移行リスクよりも物理的リスクにさらされる。

期中要約連結財務諸表注記

12. 金融資産及び金融負債

当グループが2026年6月30日及び2025年12月31日時点で保有する、現金及び短期性預金を除く金融資産の概要は、以下のとおりです。 IAS 34.16A(c)

	2026年6月30日	2025年12月31日	
	百万円	百万円	
償却原価で測定される負債性金融商品:			IFRS 7.6
営業債権及びその他の債権	27,374	25,672	IFRS 7.8
関連会社への貸付金	253	200	
取締役への貸付金	10	13	
OCIを通じて公正価値で測定される負債性金融商品			
相場価格のある負債性金融商品	1,809	1,622	
OCIを通じて公正価値で測定される資本性金融商品			
非上場資本性投資	938	1,038	
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産			
上場資本性投資	524	337	
ヘッジ手段に指定されていないデリバティブ			
為替予約	1,100	640	
組込デリバティブ	161	210	
ヘッジ手段に指定されているデリバティブ			
為替予約	242	252	
合計	32,411	29,984	
流動合計	28,127	26,223	
非流動合計	4,284	3,761	

期中要約連結財務諸表注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

当グループが2026年6月30日及び2025年12月31日時点で保有する金融負債の概要は、以下のとおりです。

	2026年6月30日 百万円	2025年12月31日 百万円
ヘッジ手段に指定されていないデリバティブ		
為替予約	1,073	720
組込デリバティブ	764	782
ヘッジ手段に指定されているデリバティブ		
為替予約	194	170
商品先物契約	913	-
商品先渡契約	-	980
金利スワップ	-	35
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債		
条件付対価	-	1,072
償却原価で測定される金融負債:		
営業債務及びその他の債務*	22,385	16,969
その他の長期債務	96	-
利付ローン及び借入金(非流動)		
リース負債	2,736	2,537
金利8%の社債	3,274	3,374
金利8.25%の担保付借入金-3,600千米ドル	2,146	2,246
担保付銀行借入金	4,379	3,479
その他の借入金(非流動)		
銀行借入金-2,750百万円	2,386	2,486
銀行借入金-2,200百万円	1,978	2,078
消防機器研究所株式会社における第三者投資家からの借入金	2,900	3,000
転換条項付優先株式	2,678	2,778
利付ローン及び借入金(流動)		
リース負債	467	434
銀行当座借越	900	966
その他の借入金(流動)		
銀行借入金-1,500百万円	1,392	1,411
合計	50,661	45,517
流動合計	23,283	22,480
非流動合計	27,378	23,037

*当グループは、外部の金融機関が承認済み請求書を早期に支払うサプライヤー・ファイナンス・プログラムを提供しており、関連する手数料はサプライヤーが負担する。当グループの支払条件は変更されておらず、関連する残高はすべて営業債務として計上されている。これらの買掛金の帳簿価額は7,109百万円(2025年12月31日: 8,278百万円)であり、そのうち3,874百万円(2025年12月31日: 4,697百万円)がサプライヤーに対して決済されている。 IAS 7.44F IAS 7.44H

IFRS会計基準に関する注釈

当グループは、金融商品全般と、特にグループのリスク管理活動が財務諸表の利用者にとって関連性が高く、重要であると判断した。したがって、当グループは、IAS 第34号第16A項(c)に従い当グループが保有する金融商品の概要を示すために、上記開示を期中要約連結財務諸表に含めている。

マクロ経済及び地政学的な不確実性に関する注釈

企業は、追加の融資を受けたり、既存の債務契約の条件変更を行ったり、あるいは財務制限条項を満たせなくなっている場合に免除を受けることがある。そうした場合、企業は、既存の契約上の取決めの変更が、条件の大幅な変更に該当するか、それとも契約の消滅となるのか(いずれの場合にも、会計処理上の影響が生じる)を判断するために、IFRS第9号の規定を検討する必要がある。企業は、財務制限条項への抵触によって、期中財務諸表において非流動負債を流動負債へ振替える必要があるかどうかを検討する必要がある。

マクロ経済及び地政学的な不確実性は、企業の生産過程で使用される原材料などの非金融項目に関する、企業の予想される購入、販売又は使用の要求事項に対する変更にもつながる可能性がある。IFRS第9号の自己使用の適用除外を適用している企業は、企業が引き続き当該要求事項を満たしているのかどうかを再評価する必要もあるだろう。企業が当該要求事項を満たさなくなった場合、企業は関連する契約をIFRS第9号に基づき金融商品として認識することを求められる。

期中要約連結財務諸表注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

条件付対価

2025年5月26日付の消火器株式会社の前所有者との間の取得契約(注記5参照)の一部として、対価の一部が被取得企業の業績に基づく条件付であることが合意されています。 IFRS 13.93(h)(ii)

2025年12月31日時点の消火器株式会社の主要業績指標は、事業の大幅な拡大及びシナジー効果によって、目標が達成される可能性が非常に高いことを示していました。したがって、2025年12月31日現在で算定された条件付対価の公正価値は、その他の要因とともにこうした状況の進展を反映すべく調整がなされ、当該公正価値の調整額は純損益に認識されました。2026年4月29日時点で、この契約に基づき合計で1,125百万円が支払われました。条件付対価に関する負債の公正価値の調整は、以下のとおりです。

	百万円	
取得日時時点の条件付対価の当初公正価値	714	IFRS 13.93(e)
2025年12月31日に終了する事業年度中に純損益に認識された未実現である公正価値変動	358	IFRS 13.93(f)
2026年12月31日時点の条件付対価に係る金融負債	1,072	
2026年4月29日時点の公正価値への調整額	53	
支払った対価合計	1,125	IAS 34.16A(i)

2025年5月26日の取得から2026年4月29日の決済までの間に偶発負債に対する調整は、損益計算書に認識されています。対価の当初公正価値である714百万円は、投資活動によるキャッシュ・フローに含まれ、残りの411百万円は営業活動によるキャッシュ・フローに含まれていました。公正価値は、割引キャッシュ・フロー(DCF)法を使用して算定されています。条件付対価に関する負債の公正価値は、消火器株式会社の業績が当初予想を上回ったことから、増加しています。

IFRS会計基準に関する注釈

IAS 第 34 号第 16A 項(i)により要求されているように、当グループは、2025 年の企業結合において生じた条件付対価に関する負債について開示を行っている。

当グループは、当該条件付対価に関する負債の決済を、キャッシュ・フロー計算書において2つに区分している。取得日時時点の公正価値の支払いについては、投資活動によるキャッシュ・フローに分類し、業績目標の達成に応じて決まる追加の支払いについては、営業活動によるキャッシュ・フローに分類している。IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」第 16 項によれば、財政状態計算書に資産が認識される結果となる支出のみが、投資活動に分類される要件を満たす。したがって、取得日において計上された金額を超過する条件付対価に対する現金支出は、その追加の支出額が資産の支配を獲得するために必要なものではなく、資産の認識をもたらさないため、投資活動に分類することはできず、営業活動に分類することになる。

リスク管理活動

為替リスクに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ

当期中、当グループは、為替予約契約を、発生可能性が非常に高い米国及び英国それぞれの仕入先からの米ドル建及び英ポンド建での有形固定資産購入のヘッジ手段として指定しました。予定される仕入取引は、2026年10月と12月に行われることが見込まれています。 IAS 34.16A(c)

為替予約の条件は、予定取引の条件と整合したものとなるように交渉されています。契約の両当事者は、為替予約を現金により完全に担保しているため、当該契約に係る信用リスク(相手方の信用リスクと当グループの自己の信用リスク)は実質的に排除されています。

2026年6月30日時点で、米ドル為替予約に関連する12百万円の未実現利益と、英ポンド為替予約に関連する18百万円の未実現損失がその他の包括利益に計上されています。

銅価格リスクに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ

2025年1月、当グループは2026年9月に銅を購入する確定約定を締結しました。銅価格の変動リスクを軽減するために、当グループは同時に取引所において銅先物契約も締結しました。当該先物契約は、確定約定のキャッシュ・フロー・ヘッジに指定されています。

銅先物契約は、当グループが購入することを約定している銅の品質とは異なる品質基準の銅価格に基づいています(すなわち、ベース・リスクが存在する)。そのため、このヘッジ関係では非有効部分が生じます。2026年6月30日現在、銅先物契約の公正価値は913百万円であり、確定約定の契約開始以降の公正価値の変動累計額は956百万円です。銅先物契約の公正価値が、確定約定の公正価値の変動累計額を下回っているため、当グループは当期損失334百万円をその他の包括利益に計上しましたが、非有効部分43百万円は未認識のままです。当該非有効部分は、銅先物契約と確定約定との間のベース・リスク、及び当グループの自己の信用リスクの変動に起因しています。

期中要約連結財務諸表注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

IFRS会計基準に関する注釈

当グループの会計方針は、コモディティの購入及び有形固定資産の購入のための先渡契約の全体をヘッジ手段に指定するというものである。一方、IFRS 第9号第6.4項(b)に基づけば、先渡契約は、先渡要素と直物要素に区分して、直物要素の価値の変動のみをヘッジ手段に指定することができる。その場合、先渡要素についてはOCIに認識し、ヘッジ・コスト剰余金として資本の独立の内訳項目に累積する。当該方法の例示については、[IFRS連結財務諸表記載例 2026年版](#)を参照のこと。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

2026年6月30日現在のローンに含まれる3,600千米ドルの借入金は、米ドルを機能通貨とする米国子会社のWireworks Inc.及びSprinklers Inc.に対する純投資のヘッジとして指定されたものです。2026年6月30日に終了した6か月間に、この借入金の換算から生じた192百万円の税引後利得はその他の包括利益に振替えられ、子会社に対する純投資の換算から生じる損失と相殺されました。2026年6月30日に終了した期間において、非有効部分は生じませんでした。

その他のリスク管理活動

当グループは国際的に事業を行っており、売上及び日々の仕入の一部に関して為替リスクにさらされています。このリスクを軽減するため、当グループは、今後18か月間の予想売上及び仕入に基づき、主要通貨(米ドル、英ポンド及びカナダドル)へのネット・エクスポージャーを定期的に算定しています。当グループは、それらのエクスポージャーをヘッジするために為替予約契約を締結しています。

業務上の理由から、当グループはそれらの為替予約契約をヘッジ会計に指定しないことを決定しました。その結果、そうした為替予約契約の公正価値に係るすべての変動額は、損益計算書に認識されています。

2026年6月30日に終了する中間会計期間において、米ドル及び英ポンドに対する円の為替レートは変動が激しく、その結果、関連する為替予約契約に係る損失が金融費用に計上されました。これらの損失は、収益の増加及び売上原価の低減によりある程度相殺されています。

IFRS会計基準に関する注釈

当グループは、リスク管理活動が財務諸表の利用者にとって関連性があり、重要であると判断した。したがって当グループは、IAS 第34号第16A項(c)に従い、上記の開示を期中要約連結財務諸表に含めている。これらの開示は、企業の性質によって変わってくる。

期中要約連結財務諸表注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

公正価値

2026年6月30日及び2025年12月31日時点における金融資産及び金融負債の帳簿価額と公正価値の比較は、以下のとおりです。 IAS 34.16A(j)

	2026年6月30日		2025年12月31日		IFRS 7.25 IFRS 7.26
	帳簿価額 百万円	公正価値 百万円	帳簿価額 百万円	公正価値 百万円	
金融資産:					
貸付金	263	252	213	209	
非上場資本性投資	938	938	1,038	1,038	
上場資本性投資	524	524	337	337	
相場価格のある負債性金融商品	1,809	1,809	1,622	1,622	
キャッシュ・フロー・ヘッジにおける為替予約	242	242	252	252	
為替予約	1,100	1,100	640	640	
組込デリバティブ	161	161	210	210	
合計	5,037	5,026	4,312	4,308	
金融負債:					
利付ローン及び借入金					
変動金利借入金	13,181	13,131	12,666	12,616	
固定金利借入金	6,174	5,924	6,374	6,371	
転換条項付優先株式	2,678	2,568	2,778	2,766	
条件付対価	-	-	1,072	1,072	
その他の長期債務	96	94	-	-	
有効なヘッジ関係にあるデリバティブ	1,107	1,107	1,185	1,185	
ヘッジ指定されていないデリバティブ					
組込コモディティ・デリバティブ	-	-	782	782	
組込為替デリバティブ	764	764	-	-	
金利スワップ	-	-	35	35	
為替予約	1,073	1,073	685	685	
合計	25,073	24,661	25,577	25,512	

IFRS会計基準に関する注釈

IAS 第 34 号第 16A 項(j)は、金融資産及び金融負債のクラスごとに、公正価値に関する情報(IFRS 第 7 号第 25 項、第 26 項、第 28 項、第 29 項及び第 30 項)をその帳簿価額と比較できるような方法で開示することを求めている。ただし、公正価値に関する開示は、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合(たとえば、短期の営業債権及び営業債務)、あるいはリース負債の場合には要求されない(IFRS 第 7 号第 29 項)。

なお、当グループは、IFRS 第 7 号第 28 項の開示は行っていない。当期中に認識されたすべての金融資産及び金融負債の公正価値は、当初認識時の取引価格と異なるからである。

期中要約連結財務諸表注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

当グループが保有する金融資産及び金融負債に関する2026年6月30日現在の公正価値測定の実態は、以下のとおりです。

	以下を用いた公正価値測定				IFRS 13.93(a),(b) IFRS 13.94
	合計	活発な市場における相場価格(レベル1)	重要な観察可能なインプット(レベル2)	重要な観察可能でないインプット(レベル3)	
	百万円	百万円	百万円	百万円	
2026年6月30日現在:					
公正価値で測定される金融資産:					
デリバティブ金融資産					
為替予約 - 米ドル	742	-	742	-	
為替予約 - 英ポンド	600	-	600	-	
組込為替デリバティブ-カナダドル	161	-	-	161	
上場資本性投資					
電力業	474	474	-	-	
電気通信業	50	50	-	-	
OCIを通じて公正価値で測定される金融資産					
非上場資本性投資					
電力業	625	-	-	625	
エレクトロニクス産業	313	-	-	313	
相場価格のある負債性金融商品					
日本国債	1,554	1,554	-	-	
社債-消費財産業	95	95	-	-	
社債-テクノロジー産業	160	160	-	-	
公正価値で測定される金融負債:					
デリバティブ金融負債					
為替予約 - 英ポンド	1,267	-	1,267	-	
組込為替デリバティブ-米ドル	764	-	-	764	
商品先物契約	913	913	-	-	

IFRS会計基準に関する注釈

IAS 第 34 号第 16A 項(j)では、金融商品の公正価値について、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の第 91 項から第 93 項(h)、第 94 項から第 96 項、第 98 項及び第 99 項で要求されている開示を行うことが要求されている。

IFRS 第 13 号第 91 項に基づき、企業は、財務諸表の利用者が次の両方を評価するのに役立つ情報を開示しなければならない。

- 当初認識後に経常的又は非経常的に公正価値で測定される資産及び負債については、評価技法及び当該測定を作成するのに用いたインプット
- 観察可能でないインプット(レベル3)を用いた経常的な公正価値測定については、その測定が純損益又はその他の包括利益に与える影響

これらの目的を満たすために、IFRS 第 13 号第 92 項は、開示要求を満たすのに必要な詳細さのレベル、さまざまな要求のそれぞれにどの程度の重点を置くべきか、どの程度の集約又は分解を行うべきか、財務諸表の利用者が開示された定量的情報を評価するために、追加的な情報を必要とするかどうかといったことをすべて考慮する必要があるとしている。

当グループはIAS 第 34 号第 16A 項(j)で要求される開示を注記のこのセクションで行っている。比較期間の情報については2025年度の年次財務諸表で入手できるため、ここでは提供されていない。さらに、評価プロセスの説明(IFRS 第 13 号第 93 項(g))及び公正価値測定に用いた評価技法とインプットの説明(IFRS 第 13 号第 93 項(d))といった一定の開示は、本注記では行第わられていない。そうした開示についても 2025 年度の年次財務諸表で入手できるため、当グループは期中報告期間中に変更がなかった旨を注記することを選択した。

IFRS 第 13 号第 99 項は、IFRS 第 13 号により求められる定量的開示を、他の様式がより適切な場合を除き、表形式で開示することを求めている。当グループは、定量的開示を表形式で行っている。

期中要約連結財務諸表注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

マクロ経済及び地政学的な不確実性に関する注釈

特定の資産の公正価値測定に現在のマクロ経済情勢から生じる影響が及ぶ可能性がある。現在の市場環境を受けて、評価が重要な測定の不確実性にさらされ、公正価値の見積りが広範な範囲に及ぶ場合、企業は、こうした環境における公正価値を最もよく表す範囲内のポイントを決定するために判断を適用することが求められる。市場のボラティリティは、価格が逸脱して公正価値を表していないことを示唆しているかもしれないが、これらの価格が秩序のない取引から生じていない限り、企業が測定日に市場価格を無視することは適切ではないであろう。市場の取引量又は活動の大幅な減少は、公正価値測定で使用される評価技法に影響を与える可能性がある。企業はこれらの評価技法がどのように適用されているか及びインプットが測定日時点で観察可能であるかどうかを評価し、重要性がある場合には追加的な開示を提供する必要がある。

金利の上昇やコモディティ価格の変動などの要因は公正価値に重要な影響を及ぼす場合がある。企業は、デリバティブ契約の相手先の信用リスクが変化しているかどうか(公正価値に影響する可能性がある)を考慮すべきである。IAS 第 34 号第 16 項(h)は、金融商品の公正価値に影響を与える事業又は経済状況の変化を開示することを求めており、不確実性の高まりを受け、評価レベル、評価技法及びインプットに関するより幅広い開示が求められるであろう。

活発な市場及び観察可能な取引の欠如によって、公正価値で測定される項目を公正価値ヒエラルキーの別のレベルに振替えなければならない可能性もある。

気候関連事項に関する注釈

企業は、公正価値の測定に織り込まれる気候関連の仮定が、市場参加者が資産又は負債の価格設定を行う際に考慮するものであることを確認し、それが IFRS 第 13 号の公正価値測定に基づいていることを確認する必要がある。企業は、公正価値の測定において気候関連要因を調整すべきかどうかを検討する際に重要な判断を下す必要が生じる可能性があり、これにより見積りの不確実性が増大し、より透明性の高い開示が必要となる可能性がある。たとえば、特定の地理的地域の不動産の公正価値は、重大な物理的リスクにさらされる可能性があり、これは公正価値の決定と開示において考慮される必要がある。重要なのは、市場参加者が入手できる情報は、サステナビリティ報告による影響を受けるということである。企業は、市場参加者が合理的に入手可能な情報を無視することはできないが、その情報が市場参加者の仮定、インプット及び感応度に及ぼす影響を決定するには、重大な判断が必要となる可能性がある。

IFRS 13.93(e)

公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される経常的な公正価値測定の調整表

	非上場資本性投資		
	電力	エレクトロニクス	合計
	百万円	百万円	百万円
2026年1月1日現在	675	363	1,038
OCIに認識された再評価額	(125)	(135)	(260)
購入	95	130	225
売却	(20)	(45)	(65)
2026年6月30日現在	625	313	938
	非上場資本性投資		
	電力	エレクトロニクス	合計
	百万円	百万円	百万円
2025年1月1日現在	390	508	898
OCIに認識された再評価額	132	(147)	(15)
購入	62	37	99
売却	(43)	(68)	(111)
2025年6月30日現在	541	330	871

期中要約連結財務諸表注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

	組込為替デリバティブ		組込商品デリバティブ	
	資産	負債	負債	
	カナダドル	米ドル	真鍮	クロム
	百万円	百万円	百万円	百万円
2026年1月1日現在	210	-	600	182
購入	-	55	-	-
売却	(166)	(83)	(57)	(16)
純損益で認識された正味未実現損失	117	792	(543)	(166)
2026年6月30日現在	<u>161</u>	<u>764</u>	<u>-</u>	<u>-</u>

	組込為替デリバティブ		組込商品デリバティブ	
	資産	負債	負債	
	カナダドル	米ドル	真鍮	クロム
	百万円	百万円	百万円	百万円
2025年1月1日現在	-	-	-	-
購入	20	-	127	33
売却	(6)	-	32	-
純損益で認識された正味未実現損失	2	-	(18)	(5)
2025年6月30日現在	<u>16</u>	<u>-</u>	<u>141</u>	<u>28</u>

2026年6月30日に終了した6か月間において、レベル1とレベル2間の振替え、及びレベル3への振替又はレベル3からの振替えは生じていません。
 レベル3に区分された金融商品の公正価値の減少額66百万円(2025年12月31日:38百万円)は、純損益に計上されています。

IAS 34.15B(k)
 IFRS 13.91(b)
 IFRS 13.93(c),(f)
 IFRS 13.93(e)(ii)
 IFRS 13.93(e)(iv)

公正価値ヒエラルキー

IAS 34.16A(j)

公正価値で認識又は開示されているすべての金融商品は、公正価値による測定額全体にとって重要なインプットのうち、以下の公正価値ヒエラルキーにおいて最も低いレベルに区分されるインプットに基づき、いずれかのレベルに分類しています。

IFRS 13.93(b)

レベル1-同一の資産又は負債に関する活発な市場における(無調整の)相場価格

レベル2-直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のもの

レベル3-観察可能でないインプット

経常的に公正価値で測定される資産及び負債について、当グループは、各報告期間の末日に(公正価値による測定額全体にとって重要な、最も低いレベルのインプットに基づき)分類を再評価し、公正価値ヒエラルキー上のレベル間の振替えの有無を判断しています。

IFRS 13.95

当期中において、当グループが公正価値測定に用いた評価プロセス、評価技法及びインプットの種類について変更はありませんでした。

IFRS 15.93(b)
 IFRS 13.93(g)

期中要約連結財務諸表注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

2026年6月30日現在における重要な観察可能でないインプットは、以下のとおりです。

IFRS 13.93(d)
IFRS 13.93(h)(i)
IFRS 13.93(h)(ii)

	評価技法	重要な観察可能でない インプット	範囲 (加重平均値)	公正価値に対する インプットの感応度
非上場 資本性投資 (電力業)	DCF法	将来キャッシュ・フロー の長期成長率	3.1% - 5.2% (4.2%)	長期成長率が5%上昇(下落)すると 公正価値が15百万円増加(減少)
		長期営業利益率	5.0% - 12.1% (8.3%)	営業利益率が15%上昇(下落)する と公正価値が20百万円増加(減少)
		WACC	11.2% - 14.3% (12.6%)	WACCが1%上昇(下落)すると公正 価値が12百万円減少(増加)
		流動性の欠如による ディスカウント	5.1% - 15.6% (12.1%)	ディスカウントが上昇(下落)すると 公正価値が減少(増加)
非上場 資本性投資 (エレクトロニクス産業)	DCF法	将来キャッシュ・フロー の長期成長率	4.4% - 6.1% (5.3%)	長期成長率が3%上昇(下落)すると 公正価値が21百万円増加(減少)
		長期営業利益率	10.0% - 16.1% (14.3%)	営業利益率が5%上昇(下落)すると 公正価値が11百万円増加(減少)
		WACC	12.1% - 16.7% (13.2%)	WACCが1%上昇(下落)すると公正 価値が23百万円減少(増加)
		流動性の欠如による ディスカウント	5.1% - 20.2% (16.3%)	ディスカウントが上昇(下落)すると 公正価値が減少(増加)
組込デリバティブ資産	フォワード・ プライシング・ モデル	カウンター・パーティー の信用リスクに対する ディスカウント	0.02% - 0.05% (0.04%)	ディスカウントが上昇(下落)すると 公正価値が減少(増加)
組込デリバティブ負債	フォワード・ プライシング・ モデル	不履行リスクに対する ディスカウント	0.01% - 0.05% (0.03%)	ディスカウントが上昇(下落)すると 公正価値が減少(増加)

流動性の欠如によるディスカウントは、市場参加者が投資の価格付けを行う際に考慮するものと当グループが判断した金額です。

期中要約連結財務諸表注記

13. 現金及び短期性預金

IAS 34.16A(c)

キャッシュ・フロー計算書において、現金及び現金同等物に含まれるものは以下のとおりです。

IAS 7.45

	2026年6月30日	2025年12月31日
	百万円	百万円
当座預金及び手元現金	12,323	11,316
短期性預金	3,496	5,798
現金及び短期性預金合計	15,819	17,114
当座借越	(900)	(966)
非継続事業に帰属する当座預金及び手許現金	-	551
現金及び現金同等物合計	14,919	16,699

IFRS会計基準に関する注釈

期中要約連結財務諸表は、直近の年次財務諸表を出発点としている。したがって、直近の年次財務諸表の末日より後に生じた取引及び事象に関し、各基準書(このケースではIAS第7号)が求める開示を期中要約財務諸表で行うことは、この前提と整合している。

当グループは、キャッシュ・フロー計算書についてより有用な情報を提供することになるため、現金及び現金同等物の残高の内訳を開示している。

14. リストラクチャリング引当金の戻入れ

2025年12月31日時点で、消火器株式会社のある製造ラインの撤去に関し、466百万円のリストラクチャリング引当金を認識しています。2026年2月に撤去が完了し、200百万円の支出が発生したため、当該引当金を取り崩しています。また、未使用額266百万円については戻入れ、当該引当金を当初計上した損益計算書上のその他の営業費用に含めています。戻入れは、契約の解約コストが想定よりも下回ったために生じたものです。

IAS 34.15B(c)

15. 株式報酬

2025年3月、Senior Executive Plan(SEP)に従い、上級幹部に対し450,000単位のストック・オプションが付与されています。ストック・オプションの行使価格は3,450円であり、これは付与日における株価に等しくなっています。当該オプションは、当グループの基本的な株当たり利益の金額が、付与日から3年間の間に10パーセント増加し、かつ上級幹部がその日まで在籍していた場合に権利確定します。この条件が達成されなかった場合、オプションは失効することになります。付与日時点の公正価値は、付与条件を考慮した上で、オプション価格算定モデルである二項モデルを用いて見積っています。ストック・オプションの契約期間は5年です。なお、オプションを現金で決済することはありません。2026年6月30日に終了する中間会計期間中に付与されたオプションの付与日時点の公正価値の算定には、以下の仮定を用いています。

IAS 34.16A(c)

配当利回り(%)	3.55
予想ボラティリティ(%)	15.50
リスクフリー金利(%)	5.15
ストック・オプションの予想存続期間(年)	3.75
加重平均株価(円)	3,450

2026年6月30日に終了する中間会計期間に付与されたオプションの加重平均公正価値は1,350円です(2025年12月31日終了事業年度:1,320円)。

2026年6月30日に終了する中間会計期間において、当グループは株式報酬費用203百万円を純損益に認識しています(2025年6月30日:150百万円)。

IFRS会計基準に関する注釈

当グループは、IAS第34号第16A項(e)に従って、2026年6月30日に終了する中間会計期間に上級幹部に付与されたストック・オプションの数と、その条件を開示している。これは、当中間会計期間に影響を及ぼす重要な事象であり、将来に及ぼす影響の理解に資するものと考えたためである。さらに、企業は、既存の株式報酬制度に対して当該期間に行われた変更が、当該制度を理解する上で重要である場合には、当該変更に関する情報を更新しなければならない。

期中要約連結財務諸表注記

16. コミットメント及び偶発事象

損害賠償請求

海外の顧客が2026年3月に、当グループが販売した設備に欠陥があると主張し、当グループに対し訴訟を開始しました。IAS 34.15B(m) 請求が認められた場合、賠償額は850百万円と見積もられています。公判期日は2026年9月5日に予定されています。当グループの法律顧問によると、当グループに対する請求が認められる可能性はあるものの、その可能性は高くはないため、この訴訟について引当金を計上していません。

コミットメント

2026年6月30日時点で、当グループは、主としてSprinklers Inc.の運転設備の完成について1,610百万円(2025年12月31日:2,310百万円)の拠出を確約しており、また当グループが持分を有するジョイント・ベンチャーにおける購入取引について、300百万円(2025年12月31日:310百万円)の拠出を確約しています。IAS 34.15B(e)

17. 関連当事者についての開示

以下の表は、2026年及び2025年6月30日に終了した中間会計期間における関連当事者との取引額、及び2026年6月30日及び2025年12月31日時点の関連当事者との取引残高を示しています。IAS 34.15B(j)

		関連当事者 への売上 百万円	関連当事者 からの購入 百万円	関連当事者 に対する 債権 百万円	関連当事者 に対する 債務 百万円
当グループに対し重要な影響力を持つ企業:					
International Fires P.L.C.	2026年	3,382	-	412	-
	2025年	3,620	-	320	-
関連会社:					
電力消火機器株式会社	2026年	1,380	-	865	-
	2025年	1,458	-	980	-
親会社が共同支配投資者である ジョイント・ベンチャー:					
タ立株式会社	2026年	-	327	-	75
	2025年	-	285	-	20
当グループの経営幹部:					
取締役が重要な持分を有する企業	2026年	132	270	6	18
	2025年	-	220	15	7

取締役への貸付金については、注記12に記載しています。以下の表は、2026年6月30日及び2025年6月30日に終了する中間会計期間における受取利息と、2026年6月30日及び2025年12月31日時点の関連当事者への貸付金残高を示しています。

		受取利息 百万円	関連当事者に対す る貸付金残高 百万円
関連当事者への貸付金			
関連会社:			
電力消火機器株式会社	2026年	27	431
	2025年	10	200
当グループの経営幹部:			
取締役への貸付金	2026年	1	6
	2025年	1	13

期中要約連結財務諸表注記

18. 利益分配の実施及び分配案

IAS 34.16A(h)
IAS 34.16A(f)

親会社株主への現金配当	6月30日に終了する 中間会計期間	
	2026年 百万円	2025年 百万円
公表され、かつ支払われた普通株式に関する配当: 2025年の最終配当:1株当たり50.1円(2024年:1株当たり56.6円)	1,087	1,082
普通株式に関する配当案: 2026年の第1次配当:1株当たり46.0円(2025年:1株当たり41.0円)	1,004	890

普通株式に関する配当案は定時株主総会の承認が必要であり、2026年6月30日現在、負債として認識されていません。2026年の配当案は、2026年8月1日に承認されます。

当グループの子会社の1つである消火器株式会社は、2026年6月30日及び2025年6月30日に終了した6ヵ月間に現金配当を行っています。グループ間の配当の授受は連結上相殺消去され、非支配持分に支払われた配当は、それぞれ12百万円及び20百万円でした。

19. 後発事象

IAS 34.16A(h)

ある顧客が当グループに対して2026年7月15日に、在庫に欠陥があるとして法的手続を開始しました。顧客の主張が認められた場合、当社が被る損失は550百万円と見積もられています。ただし、公判日はまだ決まっていません。当グループの法律顧問に確認した結果、本期中要約財務諸表の承認日現在、訴訟の結果がどうなる可能性が高いかを判断すること、あるいは賠償を行わなければならない場合の支払時期について本財務諸表に開示することは実務上不可能と判断していません。

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEYが複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS基準への完全なアクセスおよびIFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org>をご覧ください

本資料は001524-26Gblの翻訳版です。

ey.com/ja_jp